

令和 8 (2026) 年度
栃木県交通安全実施計画

栃木県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)の規定に基づき、第12次栃木県交通安全計画(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)を踏まえ、令和8(2026)年度に県、国の指定地方行政機関等が県内における陸上交通の安全に関し講ずべき施策をとりまとめたものです。

令和7(2025)年中における県内の交通事故は、

発生件数	4,048件(前年対比 +102件)
うち重傷事故件数	488件(前年対比 - 44件)
死者数	69人(前年対比 + 9件)
負傷者数	4,808人(前年対比 +125件)
うち重傷者数	520人(前年対比 - 40人)

であり、発生件数、死者数、負傷者数が昨年より増加しました。

また、1月及び9月、11月、12月の5回にわたり、交通死亡事故多発警報の発令に至るなど、交通情勢は厳しい状況であります。

このような状況の中、交通事故死者数を減少させ、県民を交通事故の脅威から守るためには、行政と県民がより一層密接に連携しながら、交通安全対策全般にわたる総合的かつ効果的な各種施策を推進していく必要があります。

そのため、栃木県交通安全対策会議では、交通事故死者数を減少させ、安全かつ円滑、そして快適な交通社会の進展と、全ての県民の願いである交通事故のない“安全で安心な栃木県”の実現を目指し、この計画を強力で推進するものです。

目 次

第1章 道路交通の安全

1	道路交通環境の整備	1
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2)	幹線道路における交通安全対策の推進	3
(3)	交通安全施設等の整備事業の推進	7
(4)	高齢者等の移動手手段の確保・充実	10
(5)	歩行空間のユニバーサルデザイン化	10
(6)	無電柱化の推進	10
(7)	効果的な交通規制の推進	11
(8)	自転車利用環境の総合的整備	12
(9)	ITSの活用	12
(10)	交通需要マネジメントの推進	14
(11)	災害に備えた道路交通環境の整備	15
(12)	総合的な駐車対策の推進	16
(13)	道路交通情報の充実	18
(14)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	19
2	交通安全意識の高揚	21
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	21
(2)	効果的な交通安全教育の推進	27
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	27
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	34
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	35
3	安全運転の確保	36
(1)	運転者教育等の充実	36
(2)	運転免許業務の改善	39
(3)	自動運転等の安全の確保と支援	39
(4)	安全運転管理の推進	40
(5)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	40
(6)	交通労働災害の防止等	43
(7)	道路交通に関連する情報の充実	44
4	車両の安全性の確保	45
(1)	自動運転車の安全対策・活用の推進	45
(2)	自動車の検査及び点検整備の充実	46
(3)	リコール制度の充実・強化	47
(4)	自転車の安全性の確保	47
5	道路交通秩序の維持	48
(1)	交通指導取締りの強化等	48
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	51
(3)	暴走族等対策の推進	51
6	救助・救急活動の充実	53
(1)	救助・救急体制の整備	53
(2)	救急医療体制の整備	56
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	58
7	被害者等支援の充実と推進	58
(1)	自動車損害賠償保障制度に関する広報啓発等	58
(2)	損害賠償の請求についての援助等	59
(3)	交通事故被害者等支援の充実強化	60
8	研究開発・調査研究の周知及び活用等	61
(1)	道路交通の安全に関する研究開発の周知及び活用	61

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備	63
(1) 鉄道施設等の安全性の向上.....	63
(2) 運転保安設備等の整備.....	64
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	65
3 鉄道の安全な運行の確保	66
(1) 保安監査の実施.....	66
(2) 運転士の資質の保持.....	66
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用.....	66
(4) 気象情報等の充実.....	67
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応.....	68
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施.....	69
(7) 計画運休への取組.....	70
4 鉄道車両の安全性の確保	70
5 救助・救急活動の充実	70
6 被害者支援の推進	71

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	73
2 踏切道の統廃合の促進	73
3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施	74
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	74

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進	道路管理者・交通規制課 交通指導課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 通行禁止等の交通規制、路側帯の設置・拡幅等を実施するほか、面的対策が必要な地区については、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を中心とする対策である「ゾーン30」や最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を推進し、車両速度の抑制や通過交通の排除に重点を置いた対策を推進する。また、自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、令和8(2026)年9月から生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることとなったが、これに関する広報啓発を実施するなど、制度の円滑な施行を図る。</p> <p>2 警察においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅等の安全対策や、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。</p> <p>3 また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により青信号になった状況を知らせる音響信号機、高度化PICSを含めた歩行者等支援情報通信システム、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示付き歩行者用灯器、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。</p> <p>4 道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を実施する。また、先進的なデータ分析や新技術の活用事例を収集し、得られた知見等を「ゾーン30プラス」の取組に反映することにより、生活道路における面的な交通安全対策を強化する。</p> <p>5 交通事故データやETC2.0プローブデータ等のデータを活用することにより、効果的な交通安全対策を実施する。また、県、市町での交通安全対策におけるデータ活用を促進するため、データ活用のマニュアル整備や好事例の周知等を実施する。</p> <p>6 また、道路標識の高輝度化・必要に応じた大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等(以下「道路標識の高輝度化等」という。)を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。</p> <p>7 さらに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通事故の多いエリアでは、国、県、市町、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 ゾーン対策を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリア ・生活道路対策エリア ・くらしのみちゾーン ・スクールゾーン ・キッズゾーン ・ゾーン30 ・ゾーン30プラス <p>2 歩道設置等による交通事故抑止対策を推進する。</p>	
イ 通学路等における交通安全の確保	道路管理者・交通規制課 こども政策課・教育委員会
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、</p>	

保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

- 2 高等学校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンブ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。
- 3 また、中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、センサーによる注意喚起看板の設置等、学校等とも連携した交通安全対策を面的に推進するとともに、除雪や融雪設備の整備の際に、通学路に配慮して実施し、積雪地域の交通安全対策を推進する。

【事業計画の概要】

〔主な事業箇所〕

路線名	工区名	整備状況
国道4号	雀の宮（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進
国道4号	上横田（宇都宮市）	調査設計
国道4号	栗宮（小山市）	用地買収及び工事の推進
県道石末真岡線	飯貝（真岡市）	用地買収及び工事の推進
県道黒磯黒羽線	中野内（大田原市）	用地買収及び工事の推進
県道大田原氏家線	横町（さくら市）	用地調査
県道鹿沼日光線	西小前（鹿沼市）	用地調査
都計毛野西新井線	西新井町（足利市）	用地買収及び工事の推進
都計大通り	駒生町（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進
都計前橋水戸線ほか1路線	高砂町（佐野市）	工事の推進
都計中田原美原線	城山（大田原市）	用地買収及び工事の推進
都計山手通り	屋敷（那須烏山市）	用地買収
都計中郷八木岡線	荒町（真岡市）	用地買収
都計祖母井中央通り	祖母井（芳賀町）	工事の推進

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	道路管理者・交通規制課・交通指導課 地域福祉課・高齢対策課・障害福祉課
---------------------------	--

【事業計画の方針】

- 1 駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備するほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響信号機、高度化PICSや歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者等用の駐車スペースを有する自動車駐車場等の整備を推進する。あわせて、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。
- 2 さらに、高齢者の横断歩行中の交通事故を減らすため、センサー付きスポットライトや二段階横断施設の設置等の交通安全対策を推進するなど、高齢者が安心して健康に暮らせる道路交通環境の整備を推進する。
- 3 駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。
- 4 バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図る。
- 5 視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

6 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化する。また、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

【事業計画の概要】

1 あんしん歩行エリア対象地区（9地区）

- ・宇都宮駅西中心地区 ・宇都宮駅東地区 ・足利市河北・河南省街地地区
- ・栃木市役所周辺地区 ・JR佐野駅周辺地区 ・鹿沼市市街地地区
- ・日光市市街地地区 ・真岡市市街地地区 ・大田原市市街地地区

[事業内容]

- ・歩行者、車両用灯器改良（LED灯器）
- ・大型標識、高輝度道路標識、高輝度道路標示
- ・自転車歩行者道における通行位置の明示
- ・交差点の改良
- ・自転車専用通行帯の整備

2 おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

多くの方が利用する公共的施設に設置されている障害者等用駐車スペースの適正利用や歩行困難者の利便性の向上を図るため、「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を実施する。

- (1) おもいやり駐車スペースを利用できる方を明らかにするために利用証を交付する。
- (2) 協力施設における障害者等用駐車スペースをおもいやり駐車スペースとして表示する。
- (3) 障害者等利用者への周知及び県民への普及啓発を実施する。
- (4) 44府県間（令和8（2026）年4月1日現在）における、利用証の相互利用の実施

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	道路管理者																		
<p>【事業計画の方針】</p> <p>交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国道における交通死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、特に交通事故発生の多い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、交通事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。 2 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行う。また、事故データにより、卓越した交通事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、交通事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。 3 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。 <p>【事業計画の概要】</p> <p>[主な事業区間]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 30%;">工 区 名</th> <th style="width: 40%;">整 備 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道4号</td> <td>雀の宮（宇都宮市）</td> <td>用地買収及び工事の推進</td> </tr> <tr> <td>国道4号</td> <td>上横田（宇都宮市）</td> <td>調査設計</td> </tr> <tr> <td>国道4号</td> <td>栗宮（小山市）</td> <td>用地買収及び工事の推進</td> </tr> <tr> <td>国道4号</td> <td>寺子～豊原（那須町）</td> <td>道路設計及び工事の推進</td> </tr> <tr> <td>都計大通り</td> <td>駒生町（宇都宮市）</td> <td>用地買収及び工事の推進</td> </tr> </tbody> </table>		路 線 名	工 区 名	整 備 状 況	国道4号	雀の宮（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進	国道4号	上横田（宇都宮市）	調査設計	国道4号	栗宮（小山市）	用地買収及び工事の推進	国道4号	寺子～豊原（那須町）	道路設計及び工事の推進	都計大通り	駒生町（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進
路 線 名	工 区 名	整 備 状 況																	
国道4号	雀の宮（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進																	
国道4号	上横田（宇都宮市）	調査設計																	
国道4号	栗宮（小山市）	用地買収及び工事の推進																	
国道4号	寺子～豊原（那須町）	道路設計及び工事の推進																	
都計大通り	駒生町（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進																	

イ 事故危険箇所対策の推進	道路管理者・交通規制課
---------------	-------------

【事業計画の方針】

- 1 交通事故発生が多い区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、警察と道路管理者が連携して集中的な交通事故抑止対策を実施する。
- 2 事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

【事業計画の概要】

- 1 信号機、道路標識及び道路標示の整備
 - (1) 信号機は、交通事故の発生割合の高い区間・地点を重点に、集中制御化、系統化等へと高度化して、機能を向上させる。また、信号機を新設する場合には、「信号機設置の指針」に準拠し、適切な設置に努める。
 - (2) 道路標識の大型化・高輝度化の導入及び道路標示の高輝度化等を推進する。
- 2 効果的な交通規制の実施

一時停止規制、速度規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制は、「見やすく、分かりやすく、守られやすい交通規制」とするために、道路標識・標示を適正に設置するとともに、交通の状況に応じて必要な見直しを行う。
- 3 効果的な交通安全施設等の整備
 - (1) 事故多発地点及びその周辺地域においては、交通の安全と円滑を図るため、道路照明の設置、交差点改良、歩道の整備等の事故削減対策を重点的に実施する。
 - (2) 夜間の交通事故を防止するため、関係機関と協力して、緊急性の高い箇所から道路標識・標示の高輝度化、道路照明・視線誘導標等の設置を積極的に推進する。
 - (3) 歩行者及び自転車が関連する事故の発生率が高い地区を「あんしん歩行エリア」に指定し、信号機や横断歩道の整備、速度規制や駐車禁止などの交通規制、歩道の整備や段差、勾配の解消等の対策を実施する。

〔事故対策〕（事故危険箇所）

路 先 名	工 区 名	整 備 状 況
県道栃木小山線	卒島・立木（小山市）	用地買収及び工事の推進
県道下岡本上三川線	上郷南（上三川町）	用地買収及び工事の推進
都計大通り	駒生町（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進
都計赤見馬門線	高萩町（佐野市）	用地買収及び工事の推進

ウ 幹線道路における交通規制	交通規制課・高速道路交通警察隊 東日本高速道路
----------------	----------------------------

【事業計画の方針】

- 1 一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図る。
- 2 高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう速度規制の引上げを含め、見直しを推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合における交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

<p>【事業計画の概要】</p> <p>1 一般道路 主要幹線道路を重点として交通規制の見直しを図る。 (1) 信号サイクル等の見直し (2) 速度規制等の交通規制の見直し</p> <p>2 高速自動車国道等 交通事故、異常気象等交通障害発生時における状況把握と迅速、的確な交通規制の実施</p>																	
エ 重大事故の再発防止	道路管理者・交通規制課 交通指導課・高速道路交通警察隊																
<p>【事業計画の方針】 社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、警察、道路管理者が連携して交通事故対策を講じ、同様の交通事故の再発防止を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 道路環境の調査整備 2 道路利用者からの意見聴取（標識BOX・広聴事案・地区協議会等から） 3 道路パトロールの推進 4 PDCAサイクルに基づく指導取締りの管理を効果的に行う。</p>																	
オ 適切に機能分担された道路網の整備	道路管理者・東日本高速道路 栃木県道路公社																
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 高規格道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車及び自動車の適切な分離を図る。 2 死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。 3 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 4 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、警察により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。 5 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点へのアクセス道路の整備等を実施する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 スマートインターチェンジの増設、アクセス道路の整備等により、規格の高い道路を利用しやすい環境に整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>工区名</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北縦貫自動車道弘前線</td> <td>(仮)大谷スマートインターチェンジ</td> <td>物件調査及び用地買収工事の推進</td> </tr> <tr> <td>北関東自動車道</td> <td>(仮)下野スマートインターチェンジ</td> <td>工事の推進</td> </tr> <tr> <td>北関東自動車道</td> <td>(仮)足利スマートインターチェンジ</td> <td>用地・物件調査及び用地買収</td> </tr> <tr> <td>北関東自動車道</td> <td>(仮)壬生PAスマートインターチェンジ</td> <td>用地・物件調査及び用地買収</td> </tr> </tbody> </table>			路線名	工区名	整備状況	東北縦貫自動車道弘前線	(仮)大谷スマートインターチェンジ	物件調査及び用地買収工事の推進	北関東自動車道	(仮)下野スマートインターチェンジ	工事の推進	北関東自動車道	(仮)足利スマートインターチェンジ	用地・物件調査及び用地買収	北関東自動車道	(仮)壬生PAスマートインターチェンジ	用地・物件調査及び用地買収
路線名	工区名	整備状況															
東北縦貫自動車道弘前線	(仮)大谷スマートインターチェンジ	物件調査及び用地買収工事の推進															
北関東自動車道	(仮)下野スマートインターチェンジ	工事の推進															
北関東自動車道	(仮)足利スマートインターチェンジ	用地・物件調査及び用地買収															
北関東自動車道	(仮)壬生PAスマートインターチェンジ	用地・物件調査及び用地買収															

		収
国道4号	西那須野道路	道路設計、公共補償及び工事の推進
国道4号	矢板拡幅	道路設計、用地買収及び工事の推進
国道4号	矢板大田原バイパス	道路設計、用地買収
都計大通り	駒生町(宇都宮市)	用地買収及び工事の推進
都計おもちゃのまち下古山線	若草町、おもちゃのまち(壬生町)	用地買収及び工事の推進
県道羽生田上蒲生線	上古山(下野市)	工事の推進

2 高規格道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

路線名	工区名	整備状況
国道408号	宇都宮高根沢バイパス	工事の推進
国道408号	真岡宇都宮バイパス	工事の推進

3 通過交通の排除と交通の効果的な分散及び交通容量の確保等により、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

路線名	工区名	整備状況
県道藤原宇都宮線	上田原北(宇都宮市)	用地買収及び工事の推進
県道小山環状線	栗宮アンダー(小山市)	道路設計及び用地買収
県道西那須野那須線	上厚崎(那須塩原市)	用地調査及び用地買収
都計前橋水戸線	八柵町(足利市)	用地買収

〔主な交差点改良〕

路線名	工区名	整備状況
県道宇都宮鹿沼線	飯岡東(鹿沼市)	用地買収
国道121号	上石川(鹿沼市)	用地買収

カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進

東日本高速道路・栃木県道路公社
交通規制課・高速道路交通警察隊

【事業計画の方針】

- 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行う。これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、長大橋梁、トンネルにおけるセンターブロックの設置等の安全対策にも取り組む。
- 逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故防止のため、標識や路面標示等によるこれまでの対策に加え、逆走車に対して強く衝撃を与えるような段差や突起物を路面上に設ける物理的対策等を実施する。
- 渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行う。
- 交通事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。
- 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、本線拡幅やインターチェンジの改良、交通事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。
- 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム(VICS)及びETC2.0等の整備・拡充を図る。また、渋滞の解消等を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進	道路管理者・交通規制課
----------------------	-------------

【事業計画の方針】

- 1 歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンブや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、歩行者、自転車及び自動車を適切に分離するための自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。
- 2 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する。
- 3 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- 4 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。
- 5 交通混雑が著しい都市部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。
- 6 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通の適切な分離を図る。

【事業計画の概要】

- 1 歩道の整備、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する

路線名	工区名	整備状況
県道結城石橋線	多功（上三川町）	用地買収及び工事の推進
都計大通り	駒生町（宇都宮市）	用地買収及び工事の推進

ク 交通安全施設等の高度化	道路管理者・交通規制課
---------------	-------------

【事業計画の方針】

- 1 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進する。
- 2 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにする。

【事業計画の概要】

- 1 管制エリア信号機を高度化更新する。
- 2 信号機の運用見直しを図る。

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理	交通規制課

【事業計画の方針】

将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を推進するため、警察において、実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直しや、コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性の低い信号機や標識の削減等の見直しと合理化を推進する。また、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう点検を行い、計画的な更新を行うとともに、高齢運転者や外国人にも見やすく分かりやすい規制標識・道路標示・信号灯器等の整備を推進する。

【事業計画の概要】

- 1 老朽交通安全施設等の計画的な更新と維持管理
- 2 「信号機設置の指針」に準拠した信号機の設置
- 3 交通環境の変化等により効果が低下した交通安全施設の撤去
- 4 実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直し
- 5 コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制そのものの改廃

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

道路管理者・交通規制課

【事業計画の方針】

- 1 生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進する。
- 2 少子高齢社会の進行を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。
- 3 経過時間表示付き歩行者用灯器の整備による無理な横断防止対策や歩車分離式信号の整備、自転車通行空間の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

【事業計画の概要】

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた対策
〔主な事業箇所〕

路線名	工区名	整備状況
県道益子公園線	益子（益子町）	工事の推進
国道294号	八條（真岡市）	用地買収及び工事の推進
都計赤見馬門線ほか1路線	高萩町（佐野市）	用地買収及び工事の推進
都計毛野西新井線	西新井町（足利市）	用地買収及び工事の推進
都計家富町堀込線	中橋（足利市）	工事の推進

ウ 幹線道路対策の推進

道路管理者・交通規制課

【事業計画の方針】

事故危険箇所等の特に交通事故発生の多い区間において、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。

【事業計画の概要】

- 1 横断歩道については、横断歩行者の安全を確保するため、摩耗・劣化した横断歩道の解消に向け、従前の更新期間（10年）を前倒しした整備に取り組んでいく。
- 2 信号機については、交通事故の発生の多い区間・地点を重点に、集中制御化・系統化・感応

化等の高度化を実施して機能を向上させる。	
エ 交通円滑化対策の推進	道路管理者・交通規制課 鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】 交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、バイパスの整備等により、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 円滑化対策事業 交通の円滑化を図ることが必要として指定されている円滑化対策地区について、エリア内における信号機の新設や制御機能の高度化等を推進するとともに、交差点改良や道路拡幅などにも取り組んでいく。</p>	
オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	道路管理者・交通規制課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。 2 複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化等の信号制御の改良を図るほか、新交通管理システム（UTMS）を推進する。 3 情報収集・提供環境の充実、自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管制信号機を高度化更新する。 2 管制エリア信号機の改良見直しを推進する。 	
カ 道路交通環境整備への住民参加の促進	道路管理者・交通規制課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。 2 「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全総点検の実施 交通の安全と円滑を図るため、随時、交通安全総点検を実施する。 〔主な点検内容〕 ① バリアフリー点検 ② 歩行空間の障害物の点検 ③ 事故多発地点の点検 ④ 路上施設などの問題 ⑤ 道路利用者、住民のモラルの問題等 ⑥ 「あんしん歩行エリア」の点検 2 交通規制の実施にあたっては、地域住民や道路利用者が「標識BOX」、「信号機BOX」及び「道の相談室」を通じて意見した内容を反映させる。 	
キ 連絡会議等の活用	道路管理者・交通規制課

【事業計画の方針】

警察と道路管理者が設置している「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行うとともに会議への市町の参加促進を通じて、データを活用した交通安全対策の取組を支援し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【事業計画の概要】

「道路行政マネジメントを実践する栃木県会議」等での意見を反映した交通事故対策の実施

(4) 高齢者等の移動手手段の確保・充実

高齢者等の移動手手段の確保・充実	道路管理者
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 高齢者をはじめとする地域住民の移動手手段の確保に向け、栃木県地域公共交通計画に基づき、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進する。加えて、医療、介護及び福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開することで、高齢者等の移動手手段の確保・充実を図る。2 高齢者等の交通事故防止や移動手手段の確保等に資する、自動運転の実現を支援するため、中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス等の取組で得られた知見や車両側の開発状況・ニーズを踏まえ、自動運転車の走行の安全性、円滑性の向上等に資するインフラ連携（合流支援・先読み情報等の路車協調システムの基準の策定、走行空間整備に関するガイドラインの策定等）を推進する。3 地域交通の持続可能性、生産性、利便性の向上に向け、デジタル技術の活用等による交通サービスの高度化やEBPM等データ活用、サービス・業務改革等のベスト・プラクティス創出と標準化及び横展開を進める地域交通DXを推進する。 <p>【事業計画の概要】</p> <p>国、市町、交通事業者との連携協力の下、地域の実情や社会情勢の変化に対応したバス網の再構築や運行形態の変更などによる公共交通の維持確保、公共交通のバリアフリー化などによる公共交通の利便性向上を推進する。</p>	

(5) 歩行空間のユニバーサルデザイン化

歩行空間のユニバーサルデザイン化	道路管理者・地域福祉課 高齢対策課・障害福祉課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備する。</p>	

(6) 無電柱化の推進

無電柱化の推進	道路管理者

【事業計画の方針】

- 1 安全で快適な通行空間の確保等の観点から、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止や既設電柱の占用制限等を盛り込んだ、新たな無電柱化推進計画を策定し、関係事業者と連携して無電柱化を推進する。
- 2 地上機器の小型化による歩行者の安全性確保等の取組を推進する。

【事業計画の概要】

電線類の地中化は昭和61(1986)年度から40年にわたり事業を進めており、令和7(2025)年度末までに県管理道路において約92kmの整備を実施した。また、令和4(2022)年度を初年度とした5か年計画である「栃木県無電柱化推進計画」に基づき、引き続き無電柱化事業を行う。

〔主な事業箇所〕

- ・ 国道4号(下野市薬師寺～下石橋)
- ・ 国道4号(宇都宮市平出工業団地～さくら市上阿久津)
- ・ 国道4号(小山市喜沢)
- ・ 国道119号(日光市下鉢石町～上鉢石町)
- ・ 国道293号(鹿沼市上田町)
- ・ 国道293号(足利市西砂原後町)
- ・ 都計大通り(宇都宮市桜)
- ・ 都計前橋水戸線(佐野市高砂町)
- ・ 都計中田原美原線(大田原市城山)
- ・ 県道栃木佐野線(栃木市倭町)
- ・ 県道那須黒羽茂木線(茂木町茂木)
- ・ 国道50号(足利市西新井町)
- ・ 国道121号(鹿沼市天神町)
- ・ 国道293号(足利市堀込町)
- ・ 国道352号(壬生町大師町)
- ・ 都計平町東町線(日光市下今市)
- ・ 都計前橋水戸線(佐野市本町)
- ・ 都計山手通り(那須烏山市屋敷)
- ・ 県道烏山停車場線(那須烏山市南)
- ・ 県道小山結城線(小山市城東)

(7) 効果的な交通規制の推進

効果的な交通規制の推進	交通規制課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを行う。また、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。2 一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げを含む見直し、点検、規制理由の周知措置等を計画的に推進する。3 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。4 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号サイクルの調整等の運用の改善を推進する。5 警察が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行う。 <p>【事業計画の概要】</p> <p>交通実態の変化等に即したより合理的な交通規制を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駐停車禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分の見直し・ 規制速度と実勢速度との乖離が一定以上生じている一般道路の最高速度見直し・ 歩行者の横断実態等を踏まえた信号サイクルの調整・ 環状交差点として交通規制を実施すべき箇所の適切な選定	

(8) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備	道路管理者・交通規制課・交通企画課 くらし安全安心課・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 自転車活用推進法及び栃木県自転車活用推進計画に基づき、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。</p> <p>2 また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、自転車専用通行帯を塞ぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両の取締りを積極的に実施する。</p> <p>3 中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、学校等とも連携した交通安全対策を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>自転車通行環境の整備</p> <p>「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や道路構造令を基に、県内の自転車通行環境を整備していく。</p> <p>1 車道上における対策</p> <p>自転車道の設置、自転車専用通行帯の設置、車道混在時における路面表示等の整備、不法占用物件の撤去指導又は除去の強化</p> <p>2 歩道上における対策</p> <p>徐行を促す看板や路面表示の設置</p>	
イ 自転車等の駐車対策の推進	道路管理者・交通規制課 くらし安全安心課・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 自転車等の駐車対策については、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐輪場等の整備を推進する。</p> <p>2 鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市町、道路管理者、警察、鉄道（軌道を含む）事業者等が連携し、地域の状況に応じ、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p> <p>3 バリアフリー法に基づき、市町が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐輪場等の整備を重点的に推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 自転車駐輪場の設置を推進する。</p> <p>2 違法な放置自転車等の撤去を定期的実施する。</p>	

(9) ITSの活用

ア 道路交通情報通信システムの整備	道路管理者・交通規制課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の</p>	

<p>道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。</p> <p>2 詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進する。そのほか、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 的確な交通情報収集と提供 交通規制センターを中心とした情報収集機能の充実及び交通情報提供システム(AMIS)の整備拡充により、交通情報の的確な提供に努める。</p> <p>2 渋滞情報のほか、各種交通障害の原因等ドライバーのニーズに対応した交通情報を提供することにより、ドライバーの主体的判断による交通流の分散、誘導を図り、交通管理の効率化及び走行の快適性の確保に努める。</p> <p>3 交通渋滞の早期解消のため、一時的な交通規制を実施するとともに、交通情報板等を活用した迂回誘導を行う。</p>	
イ 新交通管理システムの推進	交通規制課
<p>【事業計画の方針】 情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、新交通管理システム（UTMS）の開発・整備を行うことによりITSを推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。</p> <p>【事業計画の概要】 管制エリアの拡大を図り、高度な交通情報を提供するとともに交通流、交通量を総合的に管理し道路交通の円滑性を確保する。</p>	
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進	道路管理者・栃木運輸支局 交通規制課
<p>【事業計画の方針】 運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム(TSPS)を初めとするUTMSの整備を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 宇都宮環状道路を中心とした宇都宮市内主要幹線道路において、高度化光ビーコンの整備を計画的に推進する。</p> <p>2 自動運転の実現に向けた環境整備・実証実験等に関する情報の提供</p> <p>3 自動運転技術の開発及び普及促進</p>	
エ ETC2.0等デジタルデータの活用推進	道路管理者・東日本高速道路
<p>【事業計画の方針】 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。また、収集した速度データや利用経路・時間データなどのビッグデータを活用し、渋滞と交通事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 高速自動車国道等におけるETC及びVICS整備状況</p>	

区 分	ETC	VICS
東北自動車道	13箇所	5 箇所
北関東自動車道	7 箇所	5 箇所
日光宇都宮道路	5 箇所	0 箇所

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進	道路管理者・交通規制課
---------------------	-------------

【事業計画の方針】

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用を促す公共車両優先システム（PTPS）の整備を推進する。

【事業計画の概要】

公共交通機関としてのバスの円滑な運行を確保するため、公共車両優先システムの整備等に努める。

(10) 交通需要マネジメントの推進

ア 公共交通機関利用の促進	道路管理者・交通規制課
---------------	-------------

【事業計画の方針】

- 1 道路交通渋滞の緩和を含む地域交通の課題解消に向け、地方公共団体が中心となって、住民や交通事業者等の幅広い関係者と共同で地域公共交通計画を策定した上で、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進する。加えて、教育、観光及び福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開することで、公共交通機関の利用促進につなげる。
- 2 具体的には、道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停やPTPSの整備、パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等のバスの利用促進を図るための施策を推進する。
- 3 また、路面電車等の公共交通機関の整備を支援するなど、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、公共交通機関の利用を促進し、自家用車等から公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。
- 4 デジタル技術の活用等による交通サービスの高度化やEBPM等データ活用、サービス・業務改革等のベスト・プラクティス創出と標準化及び横展開を進める地域交通DXを推進することで、利用者の利便性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進する。
- 5 鉄道・軌道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道（軌道を含む。）駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間、駅前広場、集約型公共交通ターミナル等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

【事業計画の概要】

- 1 公共交通ネットワーク整備の推進

環境問題や高齢社会に対応した交通体系の形成を目指し、公共交通ネットワークの確保・充実に支援や公共交通機関の利用促進を図る。
- 2 公共交通機関利用促進事業の推進
 - (1) バス利用の促進

バス専用、優先レーンの設置、バス停（上屋・ベンチ・併設自転車駐輪場）の整備、バス感応式信号機等によるバス利用促進を図る。
 - (2) 公共交通機関による円滑な道路交通の確保

鉄道・軌道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎの改善等によるスムーズな公共交通の実現を図るとともに、自転車道、駅前広場等の整備を促進する。

(3) 公共交通利用促進事業の推進

- ・ 小学校低学年向けに副読本を作成し、公共交通利用促進に向けた啓発を行う。
- ・ 過度なマイカー利用を控え、公共交通機関等による通勤手段へ転換する「エコ通勤」の推進を図る。
- ・ 市町のコミュニティバスがインターネットの経路検索サービスに対応するよう、バス運行情報の見える化の取組を支援する。
- ・ 乗降や乗り継ぎがスムーズに行えるよう、交通系ICカードなどのキャッシュレスの導入を支援する。
- ・ 公共交通の利用の手助けとなる公共交通利用ポータルサイト「とちぎの公共交通らくらく情報案内」の充実を図る。

(11) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備	道路管理者																					
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。</p> <p>2 豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。</p> <p>3 地震等の災害発生時に、避難場所となる等、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その強化を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減災ネットワーク道路の整備・保全 高速自動車国道や国道4号・50号と防災拠点となる県庁・市町役場、医療活動拠点等を連絡する県管理道路における現道拡幅、交差点改良、落石対策、橋梁補修等 ・ 避難所周辺道路の整備・保全 中山間地域等において、当該道路が被災した際、孤立の恐れがある避難所と幹線道路とを結ぶ県管理道路における現道拡幅、交差点改良、落石対策、橋梁補修等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路線名</th> <th style="width: 30%;">工区名</th> <th style="width: 40%;">整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道藤原宇都宮線</td> <td>松田新田（宇都宮市）</td> <td>用地調査</td> </tr> <tr> <td>県道福原小川線</td> <td>浄法寺（那珂川町）</td> <td>工事の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>[防災箇所]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路線名</th> <th style="width: 30%;">工区名</th> <th style="width: 40%;">整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道黒磯田島線</td> <td>深山（那須塩原市）</td> <td>工事の推進</td> </tr> <tr> <td>県道草久栗野線</td> <td>入栗野（鹿沼市）</td> <td>用地買収及び工事の推進</td> </tr> <tr> <td>国道122号</td> <td>足尾（日光市）</td> <td>工事の推進</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	工区名	整備状況	県道藤原宇都宮線	松田新田（宇都宮市）	用地調査	県道福原小川線	浄法寺（那珂川町）	工事の推進	路線名	工区名	整備状況	県道黒磯田島線	深山（那須塩原市）	工事の推進	県道草久栗野線	入栗野（鹿沼市）	用地買収及び工事の推進	国道122号	足尾（日光市）	工事の推進
路線名	工区名	整備状況																				
県道藤原宇都宮線	松田新田（宇都宮市）	用地調査																				
県道福原小川線	浄法寺（那珂川町）	工事の推進																				
路線名	工区名	整備状況																				
県道黒磯田島線	深山（那須塩原市）	工事の推進																				
県道草久栗野線	入栗野（鹿沼市）	用地買収及び工事の推進																				
国道122号	足尾（日光市）	工事の推進																				
イ 災害に強い交通安全施設等の整備	道路管理者・交通規制課																					
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 地震、豪雨・豪雪等の災害が発生した場合においても、交通状況に応じた対策と関連情報の提供を行い、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。</p>																						

<p>2 通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。</p> <p>3 災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の戦略的な維持管理と計画的な整備を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 災害発生時の市内中心部への車両進入抑制に向け交通管制エリアの整備を推進する。</p> <p>2 信号機能の常時適切な運用管理のため確実な保守点検を励行する。</p>

ウ 災害発生時における交通規制	道路管理者・交通規制課
-----------------	-------------

<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 災害発生時は、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>2 信号機が不要で、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 道路管理者である国・県・市町と緊密に連携し、交通情報の収集及び適切な交通規制を実施して、被災地へ向かう交通路の確保に努める。</p> <p>2 収集した情報により、道路情報板や日本道路交通情報センターによる的確な広報を推進する。</p>
--

エ 災害発生時における情報提供の充実	道路管理者・交通規制課
--------------------	-------------

<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>2 災害発生時には、警察や道路管理者、民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成することにより交通情報を提供する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 交通情報の提供 道路利用者に対して、把握した交通規制等の情報を、日本道路交通情報センター等を通じて提供する。</p> <p>2 県土整備部「県土防災センター」及び県危機管理課「危機管理センター」へ情報を提供する。</p>

(12) 総合的な駐車対策の推進

ア きめ細かな駐車規制の推進	交通規制課
----------------	-------

<p>【事業計画の方針】</p> <p>地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施する。また、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。</p>
--

<p>【事業計画の概要】 安全・円滑の確保を前提とした上で、地域住民等の要望意見・道路交通環境等を踏まえながら、市街地を重点として駐（停）車禁止規制の見直しを図る。</p>	
イ 違法駐車対策の推進	交通指導課
<p>【事業計画の方針】 1 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。 2 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令を行い、繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対しては使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。</p> <p>【事業計画の概要】 1 訪問催促を計画的に実施する。 2 活動ガイドラインの見直しを図る。</p>	
ウ 駐車場等の整備	道路管理者・交通規制課
<p>【事業計画の方針】 1 駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。 2 地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車施設の整備を促進するとともに、民間駐車場の整備を促進する。また、都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、公共駐車場の整備を推進する。 3 郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都市部での交通の混雑を回避するため、市街地の周縁部（フリンジ）等に駐車場を配置して、パークアンドライドを普及するなどの環境整備を推進するほか、まちづくり計画等を踏まえた駐車場の配置適正化を促進する。 4 高速道路の休憩施設における駐車スペース不足に対応するため、レイアウト変更等の対策に加え、立体構造化の導入や複数縦列式駐車場の整備等の対策も組み合わせて順次実施する。</p>	
エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	くらし安全安心課・交通企画課
<p>【事業計画の方針】 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報啓発活動を行う。また、関係機関・団体、地域交通安全活動推進委員と連携して、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>【事業計画の概要】 1 各種広報媒体を活用した広報啓発を推進する。 2 交通安全教育における広報啓発を推進する。</p>	

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	道路管理者・交通規制課 交通指導課
<p>【事業計画の方針】 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の推進、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p>	

(13) 道路交通情報の充実

ア 情報収集・提供体制の充実	道路管理者・交通規制課 関東総合通信局
<p>【事業計画の方針】 1 多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実等の交通管制システムの充実・高度化を図る。 2 自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、信号情報提供等の路車協調技術を適切に活用できる環境整備を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 1 交通情報の提供 交通情報は、円滑な交通流を確保するため、交通管制センターにおいて集約し、これらを日本道路交通情報センターを始めとする広報媒体を通じて道路利用者へ提供する。 (公財) 日本道路交通情報センター 050-3369-6666 (全国共通ダイヤル) 2 イベントに伴う臨時の放送局の開設 臨時の放送局は、国又は地方公共団体等が開催する博覧会、スポーツ大会等のイベントを円滑に運営するために開設し、会場周辺の安全と円滑を図るため、放送を通じて交通情報をタイムリーに提供する。 3 「コミュニティ放送」の普及促進 「コミュニティ放送」は、市町村の一部区域を対象に放送を行うFM放送で、カーラジオ等を通して、地域住民や観光客等へきめ細かな道路交通情報や駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。</p>	
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化	道路管理者・交通規制課 関東総合通信局
<p>【事業計画の方針】 ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器を活用し、ETCのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うETC2.0サービスを推進することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散により交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 光ビーコンの高度化更新を推進する。</p>	

ウ 分かりやすい道路交通環境の確保	道路管理者・交通規制課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識等の整備を推進する。 2 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語を併記した規制標識の整備等により、国際化の進展への対応に努める。 3 外国人の交通安全対策を推進するため、外国人運転者の交通事故多発箇所等において、看板や路面標示等による注意喚起等の取組を強化する。 <p>【事業計画の概要】</p> <p>規制標識「一時停止」等の新設又は更新の際には、英語表記を併記した標識板を整備する。</p>	

(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等	道路管理者・交通規制課 交通指導課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の使用及び占用の適正化 <p>工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行う。また、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> 2 不法占用物件の排除等 <p>道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。また、道路上から不法占用物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。 <p>道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎としてデジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。</p> </p> 3 道路の掘り返しの規制等 <p>道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。 <p>さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p> </p> <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路使用状況については、各警察署の交通課及び委託先の栃木県交通安全活動推進センター調査員にて履行状況の確認を実施する。 2 「道路を守る月間」について関係機関が協力し実施する。 3 工事に伴う渋滞解消対策として、行楽期や年末・年始における工事の自粛を働きかける。 	
イ 休憩施設等の整備の推進	道路管理者・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <p>過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進する。</p>	

ウ こどもの遊び場等の確保	道路管理者・こども政策課 教育委員会・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、こどもの遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域において、主として幼児及び小学校低学年児童の安全な遊び場として児童館等を利用できるよう適切な運営確保を図る。</p> <p>2 公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 安全な遊び場や居場所の確保・充実 児童館及び児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする地域の児童健全育成の拠点施設であり、こどものための安全な遊び場として、適切な運営体制の確保や職員の資質向上を図る。</p> <p>2 放課後児童対策の充実 昼間に保護者が不在の小学生を対象に、生活や遊びの指導などを行う放課後児童クラブの設置や運営を支援し、放課後や週末等におけるこどもの安全・安心な居場所を確保する。</p>	
エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限	道路管理者・交通規制課 交通指導課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。</p> <p>2 道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。</p>	
オ 地域に応じた安全の確保	道路管理者
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪作業、チェーン規制の実施、凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。</p> <p>2 大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控への呼び掛けなど、道路情報板への表示やラジオ、SNS等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し、積雪による排気ガスからの被害を防止するための措置等を情報提供する。</p> <p>3 安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 林道における交通安全対策の推進 林道のうち、特に生活道路的性格の強い林道、一般車の通行が多い林道、及び公道との連絡林道について、交通安全に必要な施設を整備する。</p> <p>2 農道における交通安全対策の推進 農道は農業用道路として利用されるほか、地域の生活道路としても利用されるので、交通安</p>	

全施設の整備を図る。

- 3 宇都宮国道事務所直轄国道における積雪寒冷特別地域において、大雪等の異常降雪時に立ち往生等の通行障害が発生するおそれがある場合や、並行する高速道路が通行止めとなる場合は、予防的に通行止めを行い、集中的・効率的な除雪を実施する。

〔対象区間〕

一般国道4号 那須塩原市鍋掛地先（鍋掛豊浦交差点）～福島県西郷村（大清水交差点）

2 交通安全意識の高揚

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進	くらし安全安心課・交通企画課 こども政策課・教育委員会・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させる。また、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。 2 幼稚園、保育所及び認定こども園等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場면을捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。 3 紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努める。また、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。 4 児童館及び児童遊園においては、遊びによる育成の一環として、交通安全に関する指導を推進する。 5 関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所及び認定こども園等において行われる交通安全教育の支援を行う。 6 幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対しても交通安全意識の高揚を図る。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における交通安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場면을捉えて、計画的かつ継続的に進める。 (2) 紙芝居や腹話術、視聴覚教材の利用や具体的な場面設定等分かりやすい指導を進める。 (3) 指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。 2 関係機関・団体は、教材・教具の提供を行うことにより、幼稚園・保育所及び認定こども園等への支援を行うとともに、家庭において適切な指導や交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう保護者に対する交通安全講習会の実施に努める。 3 幼児を交通事故から守るためには、幼児に対して正しい交通安全教育を行う必要があることから、年間を通してふれあい交通安全教育を進めていく中で、指導力の向上を図るとともに、指導資料を作成し教育指導の向上にあたる。 	
イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進	くらし安全安心課・交通企画課 文書学事課・教育委員会・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転 	

車の利用者として必要な技能と知識を習得させる。また、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

(2) 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させる。また、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

(3) 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させる。また、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

2 学校の役割

(1) 小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

(2) 中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

(3) 高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深める。また、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることも考慮しつつ、安全運転に関する意識の高揚及び実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進する。

3 関係機関・団体による支援等

(1) 関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動を取り、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者に対しても交通安全意識の高揚を図る。

(2) 関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。また、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

(3) 関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。また、地域において、高校生及び相当年齢者に対する交通安全教育の推進を図る。そのほか、小中学生等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

(4) 令和8(2026)年4月から、高校卒業時の運転免許取得者が急増することに対応するとともに、高校卒業後に社会人として自動車の運転を可能とするため、17歳6か月での普通免許等の仮免許取得が可能となった。こうした制度改正について、周知を図るとともに、運転免許の取得自体は引き続き18歳であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止するため、警察と学校、自動車教習所、関係機関が連携し、交通安全教育を行う。

【事業計画の概要】

1 児童に対する交通安全教育の推進

(1) 家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、各教科、道徳、特別活動・総合的な学習の時間等、あらゆる学習活動を通じて次のことを重点的に指導する。

- ア 歩行者としての心得
- イ 自転車の安全な利用
- ウ 自動車に乗車する場合の心得
- エ 交通ルールの意味及び必要性等
- オ 道路における危険を予測し回避する能力の育成
- カ 交通事故の場合の措置

(2) 効果的なものにするため、教員対象の研修会を実施する。

- ア 安全教育指導者研修会
- イ 心肺蘇生法講習会

(3) 関係機関・団体は、小学校への支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育を図る。

(4) 児童の保護者を対象とした講習会を実施する。

保護者が、日常生活で模範的な態度をとり、歩行中、自転車乗車中など実際の交通の場面で、児童に対し基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者対象の講習会を開催する。

※ 県内小学校数（令和8（2026）年5月1日現在）

公立	333校	（義務教育学校（前期課程）6校及び分校1校を含む）
国立	1校	
私立	1校	
計	335校	

※ 県内特別支援学校（小学部設置数）（令和8（2026）年5月1日現在）

公立	15校
国立	1校
計	16校

2 中学生に対する交通安全教育の推進

(1) 家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、各教科、道徳、特別活動・総合的な学習の時間等、あらゆる教育活動を通じて、次のことを重点的に指導する。

- ア 歩行者としての心得
- イ 自転車の安全な利用
- ウ 道路標識等の意味
- エ 自動車の特性
- オ 危険の予測と回避
- カ 応急手当・交通事故の場合の措置

(2) 効果的なものにするため、教員対象の研修会を実施する。

- ア 安全教育指導者研修会
- イ 心肺蘇生法講習会

※ 県内中学校数（令和8（2026）年5月1日現在）

公立	151校	（県立中学校4校、義務教育学校（後期課程）6校及び分校2校を含む）
国立	1校	
私立	7校	
計	159校	

※ 県内中等教育学校（前期課程）（令和8（2026）年5月1日現在）

私立	1校
----	----

※ 県内特別支援学校（中等部設置数）令和8（2026）年5月1日現在）

公立	15校
国立	1校
計	16校

3 高校生に対する交通安全教育の推進

- (1) 家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、各教科、特別活動、総合的な探究の時間等、あらゆる教育活動を通じて、次のことを重点的に指導する。
- ア 自転車の安全な利用
 - イ 二輪車・自転車の特性
 - ウ 運転者としての責任
 - エ 応急手当
 - オ 二輪車安全運転に関する意識の高揚と実技指導を含めた交通安全教育
- (2) 教員対象の研修会の実施
- ア 安全教育指導者研修会
 - イ 心肺蘇生法講習会
- (3) 高校生の事故防止のための対策
- ア 高校生による二輪車や四輪車の重大事故の発生を防止するため、積極的かつきめ細かい交通安全指導を実施する。
 - イ 県内9地区に設置した高等学校交通問題地域連絡協議会の活動の充実を図り、家庭や地域社会への啓発を積極的に行い、地域ぐるみの交通安全教育を推進する。
 - ウ 高校生に対する二輪車安全運転実技講習会を開催し、安全運転意識の高揚と実践的な行動の育成を図る。
 - エ 高校生に対し運転適性検査を実施し、生徒の特性に応じた個別指導の強化を図る。
- ※ 県内高等学校数（令和8（2026）年5月1日現在）
 - 公立 60校
 - 私立 15校
 - 計 75校
 - ※ 県内中等教育学校（後期課程）（令和8（2026）年5月1日現在）
 - 私立 1校
 - ※ 県内特別支援学校（高等部設置数）（令和8（2026）年5月1日現在）
 - 公立 14校
 - 国立 1校
 - 計 15校

オ 成人に対する交通安全教育の推進

くらし安全安心課・交通企画課
 運転免許管理課・文書学事課
 教育委員会・市町

【事業計画の方針】

- 1 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する自転車の安全な利用をはじめとする交通安全教育の充実に努める。その際、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人についてもSNS等を利用するなど、積極的に交通安全について学ぶ機会を設けるよう努める。
- 2 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。
- 3 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。
- 4 公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。
- 5 自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法を身に付けた運転者教育指導者の育成を図る。
- 6 公民館等の社会教育施設における社会人を対象とした学級・講座等において自転車、特定小

型原動機付自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

- 7 大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車、特定小型原動機付自転車や二輪車・自動車の利用・交通事故等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

【事業計画の概要】

- 1 免許保有者に対する各種講習の充実（更新時講習、免許取得時講習等）
- 2 事業所が主体となった参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する学習機会の提供（市町主催の教室・講座等）
 - ・家庭教育学級 ・町民・市民大学等講座 ・女性教室
- 4 社会教育指導者に対する研修会
 - ・PTA指導者研修等
- 5 家庭内における交通安全教育の充実
- 6 各種イベント等の場におけるシートベルトコンビンサー等体験型交通安全啓発の推進
- 7 危険予測シミュレータによる交通安全教室の開催

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

くらし安全安心課・交通企画課
 運転免許管理課・高齢対策課・市町

【事業計画の方針】

- 1 高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動について理解してもらおう。また、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得してもらうことを目標とする。
- 2 高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県及び市町は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、新たな教材・教具等の導入等、指導体制の充実に努める。そのほか、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。特に、歩行者横断中の交通死亡事故における法令違反別では、高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努める。関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催する。
- 3 高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、高齢者交通安全等アドバイザー等の家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。また、こうした取組について、アンケートや意見交換を通じた交通安全教育等の効果検証を行い、地域ぐるみで高齢歩行者を交通事故から守る取組を推進する。
- 4 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。
- 5 電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の製造メーカーで組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、電動車椅子が道路交通法上「歩行者」とみなされることを他の交通主体にも広く理解されるよう広報啓発に努める。
- 6 地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、高齢者交通安全等アドバイザー及び地域の高齢者に影響力のある者等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者の安全運転に必要な知識の習得とその指導力の向上を図り、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。
- 7 高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう

努める。

- 8 高齢化の一層の進行に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、県民ぐるみで高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって、先進技術も活用しつつ高齢者の安全確保に取り組むよう努める。

【事業計画の概要】

- 1 昼活キャンペーンの周知による「高齢者自転車免許証制度講習会」の新規受講者の拡大及び定期的な受講の促進
- 2 各種シミュレータを使用した交通安全教室の実施
自転車シミュレータや危険予測シミュレータを使用した交通安全教育を通じて、自転車の正しい乗り方や危険予測能力を高めるとともに、正しい交通ルールを身に付けさせる。
- 3 高齢者を中心としたこども、親の三世代交流による世代間交流交通安全教室の実施
- 4 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 5 高齢者交通安全教育隊（KAT）による街頭での交通安全指導の実施
病院やスーパー等、高齢者の日常生活の場に赴き、高齢者と対話を重ねながら、交通事故防止を呼びかける。
- 6 高齢者に対する運転免許講習時における高齢者講習のほか、社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を利用した交通安全教育の実施
- 7 栃木県シルバー交通安全連絡会の開催等、関係団体、交通ボランティア、地域包括支援センター、医療機関・福祉施設関係者等と連携した交通安全教育の実施
- 8 事故防止のための具体的な指導として、反射材等の有効性を理解させ、その普及・促進を図る。

キ 障害者に対する交通安全教育の推進

くらし安全安心課・交通企画課
教育委員会・障害福祉課

【事業計画の方針】

- 1 障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手話通訳者等の意思疎通支援者の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障害の状態等に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。
- 2 障害者を支援する介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

【事業計画の概要】

手話入りDVDや字幕入りDVD等を活用し、交通安全教育を充実する。

ク 外国人に対する交通安全教育等の推進

くらし安全安心課・交通企画課
運転免許管理課・県民協働推進課
観光交流課・市町

【事業計画の方針】

- 1 在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブック、ウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進する。
- 2 特に、特定技能制度等により国内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や関係機関等による交通安全対策を充実させる。
- 3 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。
- 4 訪日外国人を始めとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報

啓発を推進する。

【事業計画の概要】

交通ルール等に関する情報を、生活関連情報提供ホームページや外国人生活情報ガイドブック等により多言語で提供する。（（公財）栃木県国際交流協会と連携して実施）

(2) 効果的な交通安全教育の推進

効果的な交通安全教育の推進	くらし安全安心課・交通企画課 運転免許管理課・教育委員会・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、従来の方にとらわれず、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。2 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供を行うなど相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。3 受講者の年齢や情報リテラシー、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレータ、VR等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努める。4 交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、情報通信技術の進展を踏まえ、新たな手法等も活用し、効果的な交通安全教育に努める。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施2 交通安全教育に関する情報・資機材の共有及び講師・情報等の提供3 交通安全教育指導者の育成、交通安全教育手法の開発4 資機材の充実、見直しの推進5 交通安全教育車（マロニエ号）による交通安全教育の推進	

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進	くらし安全安心課・交通企画課・市町
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 県民一人ひとりに広く交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、国及び県の運動主催機関・団体を始め、交通安全対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全県民総ぐるみ運動を組織的・継続的に展開する。2 運動の重点としては、時節や交通情勢を反映した事項を設定する。また、本県の実情に即した効果的な運動を実施するため、必要に応じて独自の重点を定める。3 運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の運動の充実・発展を図る。また、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。4 地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。	

- 5 交通安全に対する県民の意識の向上を図り、県民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止するため、「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の交通安全県民総ぐるみ運動期間中に設定し、街頭キャンペーンや各種広報媒体を活用した広報活動、交通関係団体による広報啓発活動を積極的に展開する。
- 6 事後においては、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

【事業計画の概要】

- 1 令和8(2026)年度栃木県交通安全県民運動計画
 - (1) スローガン「マナーアップ！あなたが主役です」
 - (2) 推進計画
 - ア 重点的に取り組むべき運動
 - ・高齢者交通事故防止運動
 - ・子どもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動
 - ・前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底運動
 - ・飲酒運転根絶運動
 - イ 年間を通じて取り組む運動
 - ・「マナーアップ！あなたが主役です」運動
 - ・シートベルト・チャイルドシート着用運動
 - ・自転車の安全で適正な利用促進運動
 - ウ 各季の運動
 - ・春の交通安全県民総ぐるみ運動（4/6～4/15）
 - ・夏の交通安全運動（6/1～8/31の間）（各機関・団体の実態に応じて定める。）
 - ・秋の交通安全県民総ぐるみ運動（9/21～9/30）
 - ・年末の交通安全県民総ぐるみ運動（12/11～12/31）
 - エ 特別な運動
 - ・暴走族等根絶推進強化月間（6月）
 - オ 県民運動強化日
 - ・子どもや高齢者を交通事故から守る日（毎月3日・休日のときはその前後）
 - ・自転車の安全で適正な利用強化の日（毎月8日・休日のときはその前後）
 - ・シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日（毎月25日・休日のときはその前後）
 - ・交通事故死ゼロを目指す日（国民運動）（4月10日、9月30日）

イ 歩行者の安全確保	くらし安全安心課・交通企画課・市町
------------	-------------------

【事業計画の方針】

- 1 横断歩行者
 - (1) 信号機のない横断歩道での交通死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なことが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。
 - (2) 歩行者に対しては、交通事故の原因として歩行者の法令違反（65歳以上は車両直前の横断、65歳未満は信号無視が最多）の割合が高いことも踏まえ、横断歩道が近くにあるときは横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの遵守及び信号機のない場所で横断するときは手を上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝える必要があることや、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけるといった歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を徹底する。また、歩行者の危険な違反を認知した場合、警察官による積極的な指導と是正を行い、遵法意識の向上を図る。
 - (3) 高齢の歩行者は、加齢に伴う歩行速度の低下により横断に時間を要することにより交通事故の危険性が高まることを踏まえ、横断時の交通事故防止のための交通安全教育を推進するとともに、運転者に対して、このような高齢者の行動特性について注意喚起する。
- 2 反射材用品等の普及促進
 - (1) 夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとと

もに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示等を実施し、その効果を理解させるよう努める。

- (2) 反射材用品等の普及に当たっては、明るい目立つ衣類等の着用に加え、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適正な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

【事業計画の概要】

- 1 SNS等を活用した効果的な広報啓発活動の推進
- 2 運転者・歩行者双方への交通安全教育
- 3 反射材の効果、使用方法等を理解させるため、参加・体験・実践型の交通安全教育及びキャンペーンを開催する。
- 4 全年齢層を対象とした身の回り品への反射材の普及促進を図る。

ウ 自転車の安全利用の推進

くらし安全安心課・交通企画課・こども政策課
文書学事課・教育委員会・市町

【事業計画の方針】

- 1 自転車の安全対策の強化
 - (1) 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解するための交通安全教育等を強化する。また、令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進し、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進するほか、令和8年4月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、自転車の安全対策を強化する。
 - (2) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行を踏まえ改めて示された「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなどにより、自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発、交通安全教育等の充実を図る。
 - (3) 自転車は、歩行者等と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、自転車利用者には歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとしてTSマーク付帯保険等の損害賠償責任保険等加入促進等の広報啓発を推進する。
 - (4) 自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等について周知する。また、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進する。そのほか、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。
 - (5) 県立・私立高校と連携した自転車通学時のヘルメット着用義務化等による着用率の向上を図るとともに、県や市町によるヘルメットの着用の支援を推進する。
 - (6) 高齢者に対して、加齢に伴う身体機能低下の自覚とそれに応じた安全運転を促すとともに、自転車が運転免許証の返納後の交通手段となり得ることを視野に入れた教育を推進する。
 - (7) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発等を推進する。
 - (8) 薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。
 - (9) 駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）及び普通自転車の安全基準適合品の利用を促進する。
 - (10) 自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成す

る。

(11) 交通反則通告制度についての広報啓発を推進する。

2 自転車の交通安全教育の推進

(1) 自転車の交通安全教育は、効果的な取組を行っている民間事業者、関係団体等の知見を取り入れながら、心身の発達状況や利用目的等のライフステージに応じて、自転車の安全・安心な運転に必要な事項を習得することができるように、教育内容をまとめて策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえ、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体が、それぞれが持つ教育機会に応じた交通安全教育を推進する。

(2) 警察は、自転車の交通安全教育について優れた取組を行っている民間事業者等をウェブサイト上に公開することで、自転車の交通安全教育の実施主体（供給側）と、交通安全教育を受けようとする者（需要側）とのマッチングを促進し、民間事業者等による自転車の交通安全教育の充実化を図る。

【事業計画の概要】

- 1 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の関係する交通事故の防止や自転車事故の被害者の保護を図る。
- 2 「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の歩道通行等に関するルール、歩行者等に配慮した通行、正しい乗り方、ヘルメットの着用等について、普及啓発の強化を図る。
- 3 自転車の灯火の点灯を徹底させ、さらに側面等に反射材の取付けを促進する。
- 4 「交通安全こども自転車大会」や「自転車交通安全教室」等の教育効果を高め、正しい交通知識の習得と習慣化を図る。
- 5 自転車シミュレータを活用し、安全確認を中心に正しい自転車の乗り方を身に付けてもらい、安全な自転車利用の定着を図る。
- 6 高齢者自転車免許証制度講習会を積極的に開催し、高齢者に対する自転車安全利用の促進を図る。
- 7 全ての年齢層の自転車利用者にヘルメットの着用を促進する。
- 8 万が一の交通事故に備える（賠償責任）ため、TSマーク付帯保険をはじめとした各種自転車保険への加入促進を図る。
- 9 自転車乗車中の交通違反に対する交通反則通告制度など、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を推進する。

エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

くらし安全安心課・交通企画課
障害福祉課・こども政策課
東日本高速道路・市町

1 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく110番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、インターネット、SNS、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進する。

2 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(1) 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、関係機関・団体、事業所等が一体となった飲酒運転の根絶の機運醸成を促す取組の展開を推進する。

(2) 交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発等、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の更なる向上を図る。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における交通死

亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関が連携して推進する。

(3) 飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合に、専門医療機関につなげる取組を継続的に推進する。

(4) 各自治体で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

3 「ながらスマホ」対策の強化

(1) 自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底を推進する。

(2) シミュレーターを用いた「ながらスマホ」の危険性を実感できる交通安全教育や関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた取組を推進する。

(3) 据置き型のスマートフォンを注視することの危険性に関する事故実態等の調査・分析、及びその結果を踏まえた周知を図る。

4 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

(1) シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進する。

(2) 後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることの周知や、県や市町、警察、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトの着用効果を体験できる装置を用いた参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて全席におけるシートベルト着用徹底の啓発活動等を展開する。

(3) 妊婦やその配偶者に対して、シートベルトの正しい着用が交通事故の被害から母体や胎児を守ることにについて、広報啓発を推進する。

5 児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底

(1) チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図るとともに、市町や民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

(2) 6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等について、広報啓発を強化し、適切なチャイルドシートの使用の定着化を図る。

(3) チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法について、不適正使用時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることに注意を喚起し、着用推進シンボルマーク^{※29}等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

6 高速自動車国道における法定速度の引き上げと逆走防止

(1) 令和6年4月に、高速自動車国道における大型貨物車両等の法定速度が80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げられたことについて、大型貨物自動車等のドライバーに限らず、幅広くドライバーに対して、車種別の最高速度や通行帯等に係る交通ルール等の周知徹底を図る。

(2) 高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、関係機関において広報啓発を進める。

7 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進

二輪車乗車中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐をしっかりと締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部と胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

8 トラクターの交通事故防止対策の推進

乗用型トラクターの交通事故を防止するため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を

図る。

9 先進技術に関する正しい理解の促進

縦・横方向の運行補助機能（DCAS）や自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえような情報を始め、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時・適切に届けることや、交通安全教育を推進することにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

【事業計画の概要】

- 1 各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を推進する。
- 2 種類提供業者や飲酒店等の業界と連携した広報啓発を推進する。
- 3 シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日（毎月25日・休日のときはその前後）における広報啓発を強化する。

オ 新しい小型モビリティの安全対策

くらし安全安心課・交通企画課

【事業計画の方針】

1 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

- (1) 特定小型原動機付自転車について、時速6キロメートル毎時の速度を超えて加速することができない構造であること等の基準を満たす特例特定小型原動機付自転車が一定の要件を満たす場合にのみ歩道通行が可能であり、それ以外の場合は歩道通行が禁止されていること、車道における左側通行の徹底、車両用信号の遵守と停止線での停止の徹底、飲酒運転の禁止といった基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用が効果的であることについて、関係事業者と連携して利用者に対して周知徹底を図るとともに、若い世代を中心に様々な機会を利用し、安全教育を強化する。
- (2) 関係事業者が取り組むべき交通安全対策について定めた「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づく安全対策を推進するとともに、交通事故、交通違反の状況等を踏まえ、各種交通事故防止対策を推進する。
- (3) シェアリング事業者に対して、車体に搭載したGPS 機能等による歩道走行・逆走等の危険走行の検知等、新たな技術を活用した追加的な対策を講じるよう働き掛けを行うなど、交通事故・交通違反の状況等を踏まえた実効的な対策について検討を進める。

2 ペダル付き電動バイクの安全対策の推進

- (1) ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連携して、周知を図る。
- (2) ペダル付き電動バイクの安全な利用を確保するため、販売事業者が販売時に販売するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両区分を明示することや飲食物等の配送業務を委託する事業者において、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合に正確な車両区分を登録させること等、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべき交通安全対策の推進を図る。

【事業計画の概要】

- 1 各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を推進する。

カ その他効果的な広報の実施や普及啓発活動の推進	くらし安全安心課・交通企画課 こども政策課・道路管理者・栃木運輸支局 東日本高速道路・市町
--------------------------	---

【事業計画の方針】

1 効果的な広報の実施

- (1) 交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の上がる広報を行う。
- (2) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市町、自治会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、こども、高齢者等を交通事故から守るとともに、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶する気運の高揚を図る。
- (3) 通学で自転車を利用する機会が多い中高生や特定小型原動機付自転車を利用する若い世代を中心に、SNSを活用するなどし、自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールについて、分かりやすく、かつ、効果のある広報啓発活動を推進する。
- (4) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、県及び市町は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全県民的気運の盛り上がりを図る。

2 その他の普及啓発活動の推進

- (1) 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行う。
- (2) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。
- (3) 季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を意識づける。
- (4) 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点等に関する情報の提供・発信に努める。
- (5) 交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による、研究発表や成果発表、討議等を通じて、交通事故防止について考える機会を設けて、県民の交通安全に関する意識を高める。

【事業計画の概要】

1 県及び市町における広報

- (1) 刊行物、テレビ、ラジオ等による広報

高齢者の事故防止、飲酒運転等無謀運転の根絶、シートベルト・チャイルドシートの全席全員着用の推進、交差点の事故防止、歩行者・自転車の事故防止等について広報する。

 - ・ 栃木放送及びエフエム栃木による交通安全スポットCM放送
 - ・ 交通マナー啓発用横断幕・懸垂幕の掲出
 - ・ 県広報紙及び市町広報紙等への掲載
 - ・ 交通事故防止チラシの発行（随時）
- (2) 広報車による広報

「交通安全県民総ぐるみ運動」をはじめ、「交通事故死ゼロを目指す日」（国民運動）、「交通死亡事故多発警報発令」等の実施にあたっては、広報車による巡回広報を実施する。
- (3) 栃木県交通・生活安全安心県民大会の開催

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚と県全体の交通安全意識の普及、啓発を図り、県民

の交通安全を確保することを目的に、県民大会（交通安全及び生活安全）を開催する。

《第18回栃木県交通・生活安全安心県民大会》

- ・主催 栃木県、栃木県警察本部、栃木県教育委員会、市町、栃木県交通安全協会、
栃木県安全運転管理者協議会、栃木県交通安全母の会連合会
- ・期日 令和8(2025)年11月5日(木)
- ・場所 栃木県総合文化センターサブホール

2 警察における広報

(1) 地域の実情に応じた広報活動の推進

交通死亡事故・重大事故発生時、交通安全運動実施時、新設道路供用開始に伴う交通規制時など、タイミングを捉えて地域の実情に応じた効果的な広報を実施する。また、広報の内容については、真に注意を喚起すべき事項的を絞り、簡潔かつ一般に馴染みのある文言を用いるなど、県民にとって心に届く分かりやすいものとなるよう配慮する。

(2) 様々な広報媒体による分かりやすい広報活動

広報効果を高めるため、数多くの人が目にするSNSや街頭ビジョン等の様々な広報媒体を活用し、インパクトのあるキャッチコピーや人気キャラクターを活用した分かりやすい内容の広報活動を行う。

(3) 広報資料の積極的な提供

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関、県・市町等の関係機関・団体、会社・事業所等が、それぞれ自主的に効果的な交通安全広報を展開できるよう、必要な素材を積極的に提供するとともに適切な指導・助言を行う。

(4) 各警察署の発行する「警察署だより」や交番・駐在所の発行する「広報紙」を活用した迅速かつ効果的な広報を実施する。

3 高速道路における啓発活動の実施

高速道路における交通安全について、道路交通情報板、ハイウェイラジオ、チラシ、ポスター等を活用し、ドライバーや同乗者への交通安全啓発活動を実施する。

また、交通混雑時期においては、関係機関と連携し、サービスエリア等でキャンペーンを実施する。

4 情報の効果的な提供

新聞、ラジオ、テレビ等に対する積極的な情報提供を行い、有効かつ効果的な広報を実施する。

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	くらし安全安心課・市町 交通企画課
------------------------	----------------------

【事業計画の方針】

- 1 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的かつ継続的な活動を促進する。
- 2 地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全県民総ぐるみ運動等の機会を利用して働き掛けを行う。
- 3 交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。
- 4 地域の状況に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・啓発活動の促進を図る。また、交通ボランティア等の高齢化が進行する中、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう幅広い年代の参画に努める。
- 5 これら交通安全活動の重要な担い手である民間団体について、その継続的な活動を確保するために、支援を推進する。

【事業計画の概要】

- 1 主な民間団体等の組織状況
 - ① 栃木県交通安全協会 18支所
(栃木県交通安全活動推進センター)
 - ② 地区交通安全協会 19地区 会員数 約50万人
 - ③ 栃木県安全運転管理者協議会 19地区 約4,950事業所
 - ④ 栃木県交通安全母の会連合会 13支部
 - ⑤ 栃木県地区交通安全協会女性部連合会 18支所
 - ⑥ 栃木県交通指導員連合会 一般交通指導員 783人
 - ⑦ 交通教育指導員 28人
 - ⑧ 栃木県高速道路交通安全協議会 236事業所(トラック協会、バス協会、タクシー協会、協賛団体)
 - ⑨ 栃木県トラック協会 13支部 会員事業所数 855事業所
 - ⑩ 栃木県指定自動車教習所協会 35教習所
 - ⑪ 栃木県二輪車普及及安全協会 29加盟店
 - ⑫ 栃木県地域交通安全活動推進委員協議会連合会 19支部 推進委員数 200人
 - ⑬ 栃木県自動車販売店交通安全対策推進協議会 35加盟店(社)
 - ⑭ 栃木県バス協会 70事業所
 - ⑮ 栃木県タクシー協会 95事業所
- 2 主な会議及び研修会の状況
 - ① 交通安全対策協議会の開催(年1回)
 - ② 交通指導員連合会全体研修会の開催(年1回)
 - ③ 交通教育指導員全体研修会の開催(年1回)
- 3 交通安全ボランティア等の資質の向上に資する援助活動を推進する。

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

地域における交通安全活動への参加・協働の推進	くらし安全安心課・市町 交通企画課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民にとどまらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促していく。 2 交通安全意識の高揚に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進するとともに、地域に根ざす住民、自治会、外国人コミュニティ、防犯協会等との連携を図る。 3 地域の交通安全への住民等の理解に資するため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検、県や市町の交通安全計画等の積極的活用・広報などのほか、交通安全の取組に地域住民等の意見を積極的にフィードバックするよう努める。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民が主体となった交通安全総点検の実施を促進する。 2 地域に根ざした具体的な目標を設定するなど、行政と市民の連携による交通安全対策を推進する。 	

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	運転免許管理課
---------------------------	---------

【事業計画の方針】

- 1 自動車教習所における教習の充実
自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。また、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。
- 2 取得時講習の充実
普通免許等を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

【事業計画の概要】

令和7(2025)年度指定自動車教習所職員法定講習計画

受講対象者区分	実施回数	受講者数(人)
副 管 理 者	4	121
技 能 検 定 員	10	430
教 習 指 導 員	6	249
計	20	800

イ 運転者に対する再教育等の充実	運転免許管理課
------------------	---------

【事業計画の方針】

- 1 各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。
- 2 特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習における、アルコール依存症が疑われる者を専門医療機関につなげる取組や停止処分者講習における飲酒学級の充実に努める。
- 3 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど機能の充実に努める。

【事業計画の概要】

運転者に対する再教育等の充実を図るため、運転免許センター、各警察署及び指定自動車教習所において関係する講習、既に運転免許を取得した者に対する再教育などを適正に推進する。

ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	運転免許管理課
---------------------------------	---------

【事業計画の方針】

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

エ 二輪車安全運転対策の推進	運転免許管理課・交通企画課 くらし安全安心課・交通機動隊
----------------	---------------------------------

【事業計画の方針】

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

【事業計画の概要】

- 1 関係機関・団体と連携した、参加・体験型の二輪車講習会の開催
- 2 二輪車運転者に対する広報啓発活動の推進

オ 高齢運転者対策の充実

運転免許管理課・交通企画課
くらし安全安心課・道路管理者
栃木運輸支局・市町

【事業計画の方針】

1 高齢者に対する教育の充実

高齢者に対する交通安全教育の拡充等に努める。特に、高齢者講習においては、運転技能の低下に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、高速道路における逆走防止や運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術の進展の状況について教育を行うなど、効果的かつ効率的な教育に努める。

2 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。

3 運転技能検査の適切な実施

令和4年5月から施行された道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）に基づく75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査について、一時停止等を実施する課題を通して運転技能を適切に評価するとともに、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指導を実施する。

4 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示した車両に対する保護意識の高揚に努める。

5 高齢者等支援施策の推進

(1) 高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって、住民や交通事業者等の幅広い関係者と共同で地域公共交通計画を策定した上で、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進する。加えて、医療、介護及び福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のり・デザインを全面展開することで、高齢者等の移動手段の確保・充実を図る。

(2) 関係機関が連携し、運転免許の自主返納と運転経歴証明書制度の周知を図るなど、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。

【事業計画の概要】

- 1 関係機関、団体と緊密な連携を図りながら、「安全運転サポート車」の試乗会等の各種イベントや「安全運転サポート車」を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を開催して普及啓発に努めるとともに、先進安全技術の限界や注意点を正しく理解させる。
- 2 ポスターの掲示、チラシの配布、動画の放映、広報誌への掲載やメディア等を活用し、広報啓発活動の強化を図り、広く県民に自主返納制度を周知させる。
- 3 「栃木県高齢者運転免許証自主返納サポート事業」等により、運転免許を自主返納しやすい環境の整備を推進する。
- 4 バス事業者や市町村生活交通等の運行を支援する。
- 5 運転免許証を自主返納した高齢者に対する、市町バス等の割引を実施する。

カ 外国人運転者対策の強化	運転免許管理課・交通企画課 くらし安全安心課・交通指導課 市町
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 外国人の運転免許保有者が増加する中、既に行われている免許取得時の多言語化に加え、免許更新時における多言語の教材の活用等により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実するとともに、外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化する。</p> <p>2 いわゆる「外免切替」制度について、令和7年10月に改正された新たな制度を厳格に運用する。</p> <p>3 レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実するなど、取組を強化する。</p> <p>4 今後増加する特定技能等の外国人運転者の増加に対応し、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 外国人を雇用する企業等において交通安全教室を開催するなど、広報啓発活動を推進する。</p>	
キ 自動車安全運転センターの業務の充実	運転免許管理課・交通企画課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。</p>	
ク 自動車運転代行業の指導育成等	交通企画課・道路管理者
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行う。また、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>自動車運転代行業者に対して立入検査、街頭指導等を通して、業務の適正な運営と交通の安全、利用者の保護を推進する。</p>	
ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自動車運送事業等に従事する高齢運転者等に対して適性診断を受診させるよう、事業者は義務付けられていることから、同制度の周知を図り、適性診断の受診を推進する。</p>	
コ 危険な運転者の早期排除	運転免許管理課

【事業計画の方針】

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。また、仮停止制度を適切に運用し、交通死傷事故発生時における運転者に対する免許停止処分を迅速に行う。

【事業計画の概要】

運転免許の取消しや停止の処分を待たずに、運転免許の効力を停止することができる仮停止の積極的運用を図るとともに、上申時の早期執行を推進する。

(2) 運転免許業務の改善

運転免許業務の改善	運転免許管理課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の利便性の向上等により更新負担の軽減や、交通事故被害者等の心情に沿った対応を行うとともに、増加する高齢者の免許保有者に対応し、自動車教習所等と連携して、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の受講者等の受入体制の拡充を図る。</p> <p>2 運転免許試験場を障害者等が利用する際の設備・資機材の整備や安全運転相談活動の充実を図る。</p> <p>3 令和7年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化について、マイナンバーカードとの一体化手続、住所変更ワンストップサービス、住所地以外での迅速な経路地更新及びオンラインによる更新時講習の円滑な運用に努めるとともに、優良運転者等に対するオンライン講習受講等のメリットに関する周知により、交通違反及び交通事故の防止に関する意識の醸成を図る。</p>	

(3) 自動運転等の安全の確保と支援

ア 特定自動運行許可制度等の適正な運用	交通企画課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>道路交通法に基づく特定自動運行の許可に係る審査に必要な手続きの透明性・公平性を確保し、必要に応じて特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正な運用を図る。また、公道実証実験を安全・円滑にできるよう、実施主体に対し、公道実証実験のためのガイドラインの周知を図るとともに、運行計画や安全対策について指導・助言を行い適正かつ安全な公道実証実験を支援する。</p>	
イ 自動運転サービス支援道の整備	道路管理者
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自動運転サービス支援道における自動運転車優先レーンの設置等の取組を推進する。</p>	
ウ 遠隔操作型小型車等の安全な運行の支援	交通企画課

<p>【事業計画の方針】 道路交通法に基づく、遠隔操作型小型車の通行の届出手続きの周知を行い、手続きの透明性・公平性を確保する。 届出内容に沿った適正な運用を確保するため、使用者に対し報告等の求めや立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。 また、安全で円滑な歩道走行型ロボットの公道実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と実施主体に対する周知を図る。</p>

(4) 安全運転管理の推進

安全運転管理の推進	交通企画課・交通指導課
<p>【事業計画の方針】 1 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図る。 2 令和5年12月から実施されている安全運転管理者による運転者に対する運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義務が確実に履行され、また、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。 3 安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、安全運転管理業務が確実に実施されるよう、指導を行う。 4 使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。 5 事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努める。また、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。</p> <p>【事業計画の概要】 1 安全運転管理者等に対する法定講習の充実 2 安全運転管理者未選任事業所の一掃 3 安全運転管理者等による事業所内での交通安全教育の充実 4 安全運転管理者業務の拡充（酒気帯びの有無の確認）の周知徹底</p>	

(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	栃木運輸支局
イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶	
<p>【事業計画の方針】 1 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 (1) 事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。 (2) 運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を的確に確認する。 2 運行管理未実施、飲酒運転等の根絶</p>	

<p>(1) 悪質な事業者が利益を得るといったモラルハザードを生じさせないように、運行管理未実施、改善基準告示違反や飲酒運転等悪質な法令違反を根絶するためにも、悪質事業者に対する監査を強力に実施していく。</p> <p>(2) 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコールが身体に及ぼす影響等を分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知、常習飲酒者に対するスクリーニング検査の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続ける。</p> <p>(3) スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながらスマホ」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行うとともに、それに資する運転中の運転者の状況を確認できる機器の普及を促進する。</p>	
ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進	栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 事業者による交通事故防止の取組を推進するため、ドライバー異常時対応システム等の先進安全自動車（ASV）装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。</p> <p>2 自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる交通事故の削減を目指す。</p> <p>3 運行管理に利用可能なICT技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、普及を促進する。</p>	
エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策	栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止対策を推進するとともに、運転者不足に伴い外国人人材の活用等今まで運送事業において運転業務を行っていない者による運行の増加が一定数見込まれるところ、これらの者による運転業務においても安全運行が確実に実行されるための方策を講じていく。</p>	
オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	栃木運輸支局
カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進	
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルを随時見直し、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。</p> <p>2 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における交通事故の背景にある組織的・構造的課題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。</p>	

<p>3 運転者の健康起因事故防止対策の推進</p> <p>運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図るとともに、中小の事業者への受診費用の補助制度を通して、スクリーニング検査の普及を促進する。</p>	
<p>ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底</p>	<p>栃木運輸支局</p>
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。また、ITを活用して効果的・効率的な監査・監督を実施する。</p> <p>2 多様な輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保を図るため、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による交通事故の未然防止を図る。</p> <p>3 関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。</p> <p>4 事業者団体等関係団体による指導として、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p>	
<p>ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等</p>	<p>栃木運輸支局</p>
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。また、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進する。</p> <p>2 国、県、市町及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。</p> <p>3 貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。</p>	
<p>コ トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化</p>	<p>栃木運輸支局</p>
<p>【事業計画の方針】</p> <p>貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の一因となっている、荷主等による違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導を強化し、貨物自動車運送事業における交通安全環境の実現を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> トラック事業者へ電話・訪問等で荷主との間での困りごと、荷主が原因の違反行為がない 	

か聴取するプッシュ型情報収集を実施。

- ・ 荷主企業等が集まる工業団地等へ出向き、2024年問題、Gメンの取組、法改正等の広報啓蒙活動を実施。

(6) 交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止	栃木労働局
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図ることにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。2 これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止に関する管理者の選任、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び運転者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する個別指導等を実施する。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底2 貨物自動車等の点検整備の徹底3 職場における腰痛予防対策指針の周知4 「痛めNice（ないっす）とちぎ」腰痛予防体操の周知5 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の周知徹底6 事業者・団体等に対する指導等の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 関係事業者・団体等に対する指導援助(2) 関係荷主に対する協力要請(3) 関係広報紙による周知(4) 自動車運転者時間管理等指導	
イ 運転者の労働条件の適正化等	栃木労働局
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行を確保するための監督指導を実施する。2 関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 運転者の労働条件の適正化 「改善基準」の遵守徹底及び改正「改善基準」の周知<ol style="list-style-type: none">○ 拘束時間の縮減○ 休息期間の確保○ 時間外・休日労働に関する協定の適正化○ 連続運転時間の適正化○ 労働時間管理の適正化○ 休日の確保2 長時間労働等の是正等過重労働による健康障害防止対策の推進3 年次有給休暇の計画的取得の促進4 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 労働基準法等の関係法令及び「改善基準」の遵守の徹底指導(2) 割増賃金の適正支払い	

<ul style="list-style-type: none"> (3) 運行記録の適正化 (4) 保障給の設定 (5) 就業規則及び賃金台帳の整備 (6) 累進歩合給制度の廃止
5 労働時間管理適正化指導員による法令周知・啓発指導
6 関係機関との連携及び相互通報制度の円滑な実施
<ul style="list-style-type: none"> (1) 栃木県、栃木運輸支局、栃木県警察本部、労働災害防止団体等関係機関との連携及び相互通報の実施 (2) 栃木県交通労働災害防止関係機関連絡協議会の開催

(7) 道路交通に関連する情報の充実

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等	道路管理者・消防防災課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。</p> <p>2 危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。</p>	
イ 気象情報等の充実	道路管理者・交通規制課 宇都宮地方気象台
<p>【事業計画の方針】</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意する。</p> <p>道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>気象、地震、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを利用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。</p> <p>2 地震・火山の監視・警報体制の整備等 地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <p>(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>(2) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進</p>	

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進する。

4 車両の安全性の確保

(1) 自動運転車の安全対策・活用の推進

ア	安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組	栃木運輸支局
イ	自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進	道路管理者

<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けて、自動運転車の安全確保に関する取組の支援を国と連携して推進する。</p> <p>2 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえよう取組を推進する。</p>	
ウ 自動運転車の交通事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進	栃木運輸支局・交通企画課 交通指導課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自動運転車の交通事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 自動運転車両による交通事故発生時の詳細な原因究明</p> <p>2 警察庁・交通事故分析センターへの情報提供</p> <p>3 関係機関との情報共有</p>	

(2) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実	栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るために、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD）に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図る。</p> <p>2 不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>3 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査についても、その実施機関である軽自動車検査協会における検査体制の充実強化を図る。</p>	
イ 自動車点検整備の充実	栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 自動車点検整備の推進</p> <p>(1) 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を促進する。</p> <p>(2) 自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>(3) 車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方</p>	

<p>法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>2 不正改造車の排除</p> <p>(1) 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。</p> <p>(2) 不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。</p> <p>3 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上</p> <p>点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進する。</p> <p>4 自動車の新技術への対応等整備技術の向上</p> <p>(1) 自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要がある。よって、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整備・技術の高度化を推進する。</p> <p>(2) 整備主任者等を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。</p> <p>5 ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化</p> <p>民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。</p>
--

(3) リコール制度の充実・強化

リコール制度の充実・強化	栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模リコールが行われていることから、自動車ユーザーの目線に立った迅速かつ確実なリコール実施のために、自動車不具合情報ホットラインの認知度を高めるための広報活動を行い、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>	

(4) 自転車の安全性の確保

自転車の安全性の確保	くらし安全安心課・交通企画課 関東経済産業局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 近年、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）の基準を満たさず、運転免許を要する一般原動機付自転車等に該当する車両を駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）として、安易に販売する事業者が見られ、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）及び普通自転車の型式認定制度を周知し、適切に運用することが、より重要となっている。</p> <p>2 自転車の安全な利用を確保するため関係団体が実施している自転車の安全性向上を目的と</p>	

する各種マーク制度（BAAマーク、TSマーク、SGマーク、JISマーク等）の普及に努め、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。

- 3 近年、自転車が加害者となる交通事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、TSマーク付帯保険等の損害賠償責任保険等加入の普及啓発を推進する。
- 4 薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

【事業計画の概要】

- 1 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の点検及び整備の促進を図る。
- 2 自転車の安全で適正な利用強化の日（毎月8日・休日のときはその前後）における各種活動の促進
- 3 中学校、高校における主体的な自転車街頭指導と安全点検の推進
- 4 自転車マナー向上を図るための広報啓発活動の推進
- 5 自転車事故による被害者を救済（賠償責任補償）するため、TSマーク付帯保険を始めとした各種自転車保険に関して広報し、その加入を促進する。
- 6 夜間における交通事故を防止するため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図る。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	交通指導課・栃木運輸支局
---------------------------	--------------

【事業計画の方針】

- 1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
 - (1) 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、通行区分違反、横断歩行者等妨害等違反、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。
 - (2) 「ながらスマホ」の交通指導取締りを推進強化する。
 - (3) 無免許運転及び飲酒運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、無免許運転及び飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。
 - (4) 地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルをより一層機能させる。
 - (5) 取締り場所の確保が困難な生活道路や相当数の警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、可搬式速度違反自動取締装置の整備拡充を図るなどし、生活道路における事故多発地点等を重点とした交通指導取締りを推進する。
 - (6) 飲酒運転に係るアルコール濃度の厳格な適用を図るための飲酒検知資機材の整備、交通指導取締りにおけるウェアラブルカメラ等のカメラ映像の活用やドローンによる捜査資料の作成を進めるとともに、交通反則切符のデータ端末での作成や反則金納付の電子化の導入を図るなど、より効果的かつ効率的な取締りを行うための資機材の整備に努める。
 - (7) 交通事故抑止対策について県民の理解を深めるため、交通事故実態等の分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、指導取締り計画に沿って組織的に交通指導取締りを推進していることや、交通指導取締りの結果生じた交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両台数の変化等、さらにその結果を踏まえた今後の交通指導取締りの方針

等についてウェブサイトやSNS等を活用して県民に説明し、PDCAサイクルに基づく交通指導取締りの趣旨や目的が伝わるよう情報発信に努める。

2 背後責任の追及

- (1) 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行う。
- (2) 事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。
- (3) 事業所における従業員による飲酒運転の発覚時の自動車の使用者の責任追及を含め、運行管理者・安全運転管理者による運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義務の履行が徹底されるよう、指導を行うとともに履行状況の確認を行う。
- (4) 外国人による無免許運転が多いことを踏まえ、雇用する外国人が無免許運転等を起こした場合における雇用者等の背後責任の追求を徹底する。

3 いわゆる白タク・白トラの取締りの強化

- (1) いわゆる白タク・白トラ行為については、関係機関の連携の下、抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有、取締り等を強化する。
- (2) 取締りについては、末端被疑者の検挙にとどまることなく、組織的な突き上げ捜査等による全容解明や上位被疑者等の検挙に努めるほか、犯罪収益の没収や車両使用制限等の制裁を複合的に実施することにより、効果的に白タク・白トラ行為の排除を図る。
- (3) また、国内外の旅行会社や関係サイト運営者、配車アプリ提供者、その利用者等に対して注意喚起等を行うことにより、白タク行為の抑止を図る。

4 自転車利用者に対する指導取締りの推進

- (1) 自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対して積極的に指導警告を行うとともに、令和8(2026)年4月1日から施行された自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を中心とした事故抑止に資する取締りを推進し、悪質・危険な交通違反に対しては検挙を行う。
- (2) 自転車指導啓発重点地区等の選定状況を、具体的な選定理由と共にウェブサイトや広報紙等の効果的な媒体を用いて公表し、交通ルール遵守の重要性及び重点地区等において推進する交通指導取締り等の活動に対する県民の理解の確保に努める。
- (3) 自転車利用時の「ながらスマホ」の取締りを通じた、若年時からの基本ルール、遵法意識の浸透を図る。
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な違反を繰り返す者や違反により交通事故を発生させた者については、法無視の心理的傾向やこれまでの処分歴・違反歴等を踏まえ、危険性帯有者として評価できる場合は、機を逸せず免許停止処分を行うなどの確に対処する。

5 特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの強化

- (1) 特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化する。
- (2) 交通の危険を生じさせるおそれのある違反行為を反復して行った特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習制度を実施し、違反の再発防止に努める。運転免許を保有する悪質・危険な違反を繰り返したり、悪質・危険な違反による交通事故を発生させたりした運転免許を保有する者に対しては、免許停止処分を含めた的確な行政処分を実施する。
- (3) シェアリング関係事業者に対して、悪質・危険な利用者のサービス利用停止措置又はアカウント抹消措置を講ずることを働き掛ける。

6 ペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化

- (1) ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車(電動アシスト自転車)ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。
- (2) ペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車(電動アシスト自転車)として販売する違法

な販売事業者対策を推進する。

【事業計画の概要】

1 交通指導取締りの重点的推進

交通事故の多角的な分析や地域の交通実態及び取締要望等に基づき、具体的な取締計画を組織的に検討し、次の重点に指向した取締りを一層推進する。

(1) 悪質違反

・無免許 ・飲酒運転 ・妨害運転 ・過積載

(2) 交通事故に直結する危険な違反

・速度違反 ・横断歩行者妨害 ・信号無視 ・一時不停止 ・通行禁止違反
・携帯電話使用等

(3) 円滑な交通を阻害する違反

・駐車違反

(4) 自転車及びその他の小型モビリティによる悪質性・危険性の高い違反

(5) 交通事故の被害軽減を阻害する違反

・シートベルト違反

2 死亡事故等の重大事故発生時における緊急対策

死亡事故等の重大事故が発生した場合、緊急対策として、その後の続発を抑止するための集中的な取締りを地域住民に見える形で徹底する。

3 悪質・危険運転者対策の推進

(1) 無免許運転取締りの強化

(2) 飲酒運転根絶に向けた検問と取締りの強化

(3) 薬物使用の疑いがある運転者に対する厳正な取締りの推進

(4) 妨害運転に対する厳正な捜査

4 通学路・生活道路等における安全確保の推進

可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活用し、通学路・生活道路等における安全確保を推進する。

5 背後責任の追及と再発防止対策の徹底

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

高速道路交通警察隊

【事業計画の方針】

1 高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

2 高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

3 交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反、携帯電話使用等の取締りを強化する。

【事業計画の概要】

1 シートベルト全席着用対策の推進

関係機関・団体と連携し、サービスエリアやパーキングエリア等における交通キャンペーン等において、シートベルトの高い被害軽減効果を周知するとともに、シートベルトの着用に係る指導取締りを推進し、後部座席を含めたシートベルト全席着用の徹底を図る。

2 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、同車両に対する飲酒運転、著しい速度超過、過積載運転、通行帯違反等の指導取締りや背後責任の追及等、各種法令の積極的な適用に努めるほか、関係機関と連携した事業所等に対する広報啓発活動や行政指導を推進する。

3 逆走防止対策の推進

逆走事案を防止するため、道路管理者と連携し、逆走事案発生箇所の現場点検や標識・標示の改良を行うほか、逆走の危険性に関する交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

<p>ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</p>	<p>交通指導課</p>
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた、適正かつ緻密な捜査を推進する。</p> <p>2 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</p> <p>3 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 交通事故の現場見取図の作成に活用する小型無人機（ドローン）や3Dレーザースキャナ、ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 適正な交通事故事件捜査の推進 適正な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査の合理化の推進、捜査員の捜査能力の一層の向上及び捜査体制の充実に努める。</p> <p>2 緻密な交通事故事件捜査の推進 緻密な交通事故事件捜査を推進するため、警察本部における交通事故事件捜査体制を強化し、警察本部による捜査指揮の下、初動の段階から組織的な捜査を行い、事故原因の徹底究明を図る。また、危険運転致死傷罪の的確な適用に努める。</p> <p>3 ひき逃げ事件等に対する迅速かつ的確な捜査の推進 ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底し、早期検挙に努める。</p>	

(3) 暴走族等対策の推進

<p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p>	<p>くらし安全安心課・県民協働推進課 教育委員会・交通指導課</p>
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 県民に暴走族追放気運を高揚させるため、広報活動を積極的に行う。</p> <p>2 家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対する「暴走族に加入しない」という指導啓発の促進を図る。</p> <p>3 暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>令和8年度暴走族等根絶推進強化月間 期 間：6月1日から6月30日までの1か月間 目 的：交通秩序の確立と青少年健全育成の見地から、広く県民の総力を結集して交通秩序と静穏を破壊する暴走族等を追放し、安全で平穏な生活環境を確保すること。</p>	

イ 暴走行為阻止のための環境整備	くらし安全安心課・交通指導課
<p>【事業計画の方針】 暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆の集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。また、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。</p> <p>【事業計画の概要】 1 各施設管理者と協力し、広報啓発活動を推進する。</p>	
ウ 暴走族等に対する交通指導取締りの推進	交通指導課・栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】 1 集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する交通指導取締りを推進する。 2 違法行為を敢行する旧車会員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有するとともに、騒音関係違反及び不正改造等の取締りを推進し、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。</p> <p>【事業計画の概要】 1 取締り体制の確立と実態把握の徹底 暴走族の実態を踏まえた総合的な取締り体制を確立し、暴走族の実態把握と情報収集を推進する。 2 暴走族取締りの強化 (1) 道路交通法等あらゆる法令を積極的に適用して可能な限り現場検挙に努め、その封圧と事件化を図るなど、徹底した検挙活動を推進して組織の解体を図るとともに、タイムリーな広報を実施して「県民の目に見える」取締りを強化する。 (2) 「栃木県暴走族等の根絶の促進に関する条例」の禁止規定に基づく指導取締り及び補導等を強化する。</p>	
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止	交通指導課・運転免許管理課
<p>【事業計画の方針】 1 暴走族関係事犯の捜査を通じ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。 2 暴走族関係保護観察対象者に対する保護観察は、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。</p>	
オ 車両の不正改造の防止	交通指導課・栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】 1 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。</p>	

2 自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

【事業計画の概要】

- 1 騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備等、車両の不正改造等の取締りを強化するとともにガソリンスタンド、自動車部品店、自動車修理業者等については、不正改造用部品販売の自粛、暴走行為を助長する自動車等の不正改造防止の働きかけを行う。
- 2 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、関係機関・団体と連携した広報活動を積極的に行う他、不正改造を行った業者等に対しては、事件化する等して責任を追及する。
- 3 違法行為を敢行する旧車會の実態把握と情報収集を推進する。

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充	消防防災課
<p>【事業計画の方針】 交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防大学校及び消防学校において、救助知識・技術の習得を通じて、救助隊員の資質の向上を図る。 2 消防救助技術大会の開催を支援し、技術の向上と各都市間の相互応援体制・防災連帯意識の高揚を図り、救助体制の整備を一層推進する。 	
イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	消防防災課・医療政策課
<p>【事業計画の方針】 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。</p> <p>【事業計画の概要】 大規模な交通事故等により多数の負傷者が発生した際には、各市町等で締結されている消防相互応援協定等に基づき、より迅速かつ円滑な応援協力体制の整備等を推進する。</p>	
ウ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	消防防災課・医療政策課 運転免許管理課・教育委員会
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。 2 心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。 3 応急手当指導者の養成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭 	

<p>指導を推進する。</p> <p>4 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。</p> <p>5 業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進する。</p> <p>6 学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）の研修等の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）等の応急手当について指導の充実を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 傷病者の救命を図るため、救急隊が現場に到着するまでに、現場に居合わせた住民による適切な応急手当の実施が重要であることから、各消防本部が実施する住民に対する応急手当の普及啓発活動等、効果的な取組を一層推進する。</p> <p>2 「救急の日」等の機会を通じて、応急手当の講習会を積極的に開催し、応急手当に関する知識・技術の普及啓発を図る。</p> <p>3 教員を対象とした心肺蘇生法講習会を実施する。</p>	
エ 救急救命士の養成・配置等の促進	消防防災課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。</p> <p>2 医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図り、救命効果を更に高めるため、消防職員を（一財）救急振興財団救急救命東京・九州研修所に派遣し、救急救命士を計画的に養成する。併せて国庫補助金制度を活用し、高規格救急自動車、高度救命用資機材等の整備を促進する。</p> <p>2 重度傷病者の救命率の向上を図るため、病院への搬送途上にある救急自動車に乗務している救急救命士が、救急医の指示のもとに特定行為の処置が適切に行えるよう、県、消防機関及び医療機関が緊密な連携を図り、メディカルコントロール体制の整備を推進する。</p> <p>3 令和8年度（一財）救急振興財団救急救命東京研修所への派遣予定者数 前期7名 後期10名 計17名</p>	
オ 救助・救急資機材等の整備の充実	消防防災課・東日本高速道路
<p>【事業計画の方針】</p> <p>救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。さらに、救急医療機関等へのアクセスを改善するため、高速自動車国道における緊急開口部の整備を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>救助工作車、救助・救急資機材等の充実を図るため、国庫補助金制度等の積極的活用を図る。</p>	

カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	消防防災課・医療政策課
<p>【事業計画の方針】 ヘリコプターは、交通事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 消防防災ヘリ「おおるり」の効果的な運用と関係機関相互の連絡協調体制の一層の充実強化を図る。</p>	
キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	消防防災課
<p>【事業計画の方針】 複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、消防学校消防職員専科教育において、救助科、救急科等の教育訓練を実施し、法令で定める資格を有する救助隊員及び救急隊員の養成を図る。 消防機関が行う職場における教育訓練を促進するため、訓練の中心となる消防職員を消防大 学校救助科、救急科に派遣し、高度な救助、救急技術の習得等を図る。 【令和8年度消防学校教育訓練実施計画】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助科 21日間×1回 受講予定者 30名 ○ 救急科 41日間×1回 受講予定者 36名 	
ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	消防防災課・東日本高速道路市町
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高速自動車国道における救急業務については、東日本高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が、道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町等においても消防法の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。 関係市町等と高速道路株式会社の連携を強化するとともに、高速道路株式会社が自主救急実施区間外のインターチェンジ所在市町等に財政措置を講じ、当該市町等においても、救急業務実施体制の整備を促進する。 高速道路株式会社及び関係市町は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。 <p>【事業計画の概要】 東北自動車道、北関東自動車道等における円滑かつ確実な救助・救急活動を実施するため、高速自動車国道の沿線消防本部と東日本高速道路株式会社等関係機関並びに各消防本部間の相互連携体制の整備を推進する。</p>	

[東北自動車道・北関東自動車道における各消防本部の救助・救急業務の管轄区域]

道路名	消 防 本 部	担 当 区 間
東 北 自 動 車 道	佐野市消防本部	上り：佐野藤岡IC～館林IC 下り：佐野藤岡IC～栃木IC
	栃木市消防本部	上り：栃木IC～佐野藤岡IC 下り：栃木IC～鹿沼IC
	鹿沼市消防本部	上り：鹿沼IC～栃木IC 下り：鹿沼IC～宇都宮IC
	宇都宮市消防局	上り：上河内スマートIC～鹿沼IC 下り：宇都宮IC～矢板IC
	塩谷広域行政 組合消防本部	上り：矢板IC～上河内スマートIC 下り：矢板IC～西那須野塩原IC
	那須地区消防本部	上り：那須IC～矢板IC 下り：西那須野塩原IC～白河IC

北 関 東 自 動 車 道	足利市消防本部	西行き：足利IC～太田桐生IC 東行き：足利IC～佐野田沼IC
	佐野市消防本部	西行き：岩舟JCT～足利IC 東行き：佐野田沼IC～岩舟JCT
	栃木市消防本部	西行き：都賀IC～栃木都賀JCT 東行き：都賀IC～壬生IC
	石橋地区消防 組合消防本部	西行き：壬生IC～都賀IC 東行き：壬生IC～真岡IC
	宇都宮市消防局	西行き：宇都宮上三川IC～壬生IC
	芳賀地区広域行政 事務組合消防本部	西行き：真岡IC～宇都宮上三川IC 東行き：真岡IC～桜川筑西IC

(2) 救急医療体制の整備

ア 救急医療機関等の整備	医療政策課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 休日夜間急患センターの設置等、初期救急医療機関の整備を促進する。</p> <p>2 初期救急医療機関では対応が困難な、入院を要する救急患者に適切に対応するため、救急医療体制の圏域を設定し、圏域内の医療施設の実情に応じた第二次救急医療体制の確保を図るとともに、外傷を含む重症例や複数科にまたがる重篤な救急患者へ対応するための第三次救急医療体制の確保を推進する。</p> <p>3 自動車事故被害者の保護を強化する観点から、自動車事故による救急患者の受入件数が多い救急医療機関等に対し、救急医療設備の整備を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>救急患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、初期・第二次・第三次の救急医療体制を整備する。</p> <p>第二次救急医療（入院や手術を必要とする重症患者への対応）については、県内を10の救急医療圏に区分し、病院群輪番制等の仕組みにより運営する。</p> <p>第三次救急医療（声明に危険のある重篤患者への対応）については、県内5か所の救命救急センターが県内全域をカバーして運営する。</p> <p>1 第二次救急医療対策費</p> <p>① 病院群輪番制病院設備整備費補助金 病院群輪番制病院の機能を充実強化するため、当該病院が行う設備整備事業に対して助成</p>	

<p>する。</p> <p>② 救急救命士病院実習受入促進事業費 医療機関において、救急救命士の資格を有する救急隊員が心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うための体制整備を促進することにより、救急業務の高度化と資質向上を図る。</p> <p>2 第三次救急医療対策費</p> <p>① 救命救急センター運営費補助金等 重篤救急患者の救急医療を確保するため、救命救急センターの運営費等を助成する。</p> <p>3 救急医療提供体制強化事業費</p> <p>① 救急搬送患者受入促進事業費 救急搬送患者の受入れを促進するため、救急医療に従事する医師に手当等を支給する二次・三次救急医療機関に対して、救急搬送患者の受入実績に応じて助成する。</p> <p>② 救急患者受入コーディネーター事業費 重症患者の迅速な受入れを実現するため、中核となる三次救急医療機関において、重症患者の受入調整を担うコーディネーターを配置するための経費を助成する。</p> <p>③ 救急医療機関情報共有ツール導入支援事業費 コーディネーターによる重症患者の受入調整を円滑かつ迅速に行うため、患者情報を病院間・病院内で共有するツールを導入する病院群輪番制病院や三次救急医療機関に対して助成する。</p>	
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等	医療政策課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育や臨床研修において、救急医療に関する教育・研修の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。</p> <p>2 看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において救急医療に関する教育の充実に努めるとともに、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図る。</p> <p>3 病院内外での救急活動を充実させる観点から、外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>本県の救急医療提供体制を支える診療科の医師の確保・育成を図るため、医師修学資金制度を拡充する。</p>	
ウ ドクターヘリ事業の推進	医療政策課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリを配備し、地域の実情に応じた体制整備を図る。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>平成22年1月に運航を開始したドクターヘリにより、医師による治療開始までの時間及び搬送時間の短縮を行い、重篤患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図り、本県の救急医療の充実・強化に努める。</p> <p>○ ドクターヘリ運航事業費 医師による治療開始までの時間及び搬送時間の短縮を行い、重篤患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリを導入する救命救急センターに対し助成する。</p>	

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急関係機関の協力関係の確保等	消防防災課・医療政策課
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。また、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。</p> <p>2 医師、看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し、救急医療を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るため、地域の実情に応じたドクターカーの体制整備を進める。</p> <p>3 医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。</p> <p>4 これらは道路交通に限らず、全ての交通分野における大規模な事故についても同様である。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 救急医療機関と消防機関とが、常に緊密な連携を保つことによって、事故等による傷病者に対する適正な応急処置の実施体制及び迅速かつ適切な搬送・受入体制の整備強化を図る。</p> <p>2 救急隊が傷病者を迅速かつ適切に医療機関に搬送できるよう、「栃木県傷病者搬送・受入実施基準」の運用を通して、救急医療機関と消防機関の連携体制の強化・充実を図る。</p>	

7 被害者等支援の充実と推進

(1) 自動車損害賠償保障制度に関する広報啓発等

ア 自動車損害賠償保障事業の周知徹底	くらし安全安心課・交通指導課 栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業（政府保障事業）についても、交通事故相談、被害者支援の場等を通じて周知を行う。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>指導員制度による監視活動を積極的に推進するとともに、毎年9月に実施している自動車損害賠償責任保険のPR活動の充実強化を図り、付保率の向上に努める。</p>	
イ 無保険（無共済）車両対策の徹底	くらし安全安心課・交通指導課 栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 原則として全ての自動車に対して自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結が義務づけられており、保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知する。</p> <p>2 街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>3 ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対しても引き続き自動車損害賠償責任保険（共済）の加入の周知を行う。</p>	

【事業計画の概要】

- 1 各種広報媒体による広報啓発活動を推進する。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の推進	くらし安全安心課・市町
---------------	-------------

【事業計画の方針】

県庁県民プラザや市町において実施している交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。

- 1 交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所等は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、被害者支援センターとちぎ等の関係機関、団体等との連絡協調を図る。
- 2 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質向上を図る。
- 3 交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、県及び市町等のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供する。
- 4 自動車事故被害者等が弁護士による無償の法律相談・示談あっ旋等を受けられるよう、相談に対する適切な助言、指導を行う。

【事業計画の概要】

○ 交通事故相談

< 県 > 相談受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談所	相談場所	相談日	連絡先
	広報課県民プラザ 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館2階	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)	TEL 028-623-2188

○ 交通事故相談（巡回相談）

< 県 > 相談受付時間：午前10時～11時、午後1時～2時

巡回相談	相談場所	相談日	予約受付窓口
	那須県民相談室 大田原市本町2-2828-4 県那須庁舎1階	毎月第2・第4水曜日 (祝日及び年末年始を除く)	県民プラザ TEL 028-623-2188

< 市 > 相談受付時間：午前10時～11時、午後1時～2時
(佐野市役所市民生活課は午後1時30分～3時30分)

市名	相談場所	相談日	予約受付窓口
足利市	足利市役所市民相談室 (本庁舎1階)	毎月第1・第3火曜日 (祝日及び年末年始を除く)	県民プラザ TEL028-623-2188
佐野市	佐野市役所市民生活課 (本庁舎5階)	毎月第2金曜日 (祝日及び年末年始を除く)	
小山市	小山市役所市民相談室 (本庁舎2階)	毎月第2・第4火曜日 (祝日及び年末年始を除く)	

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化	交通指導課
<p>【事業計画の方針】 警察において、交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な支援の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</p>	

(3) 交通事故被害者等支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の周知	くらし安全安心課・交通指導課 県民広報相談課
------------------------	---------------------------

<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という。）による、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児等に対する生活資金貸付け ・自動車事故によって重度の後遺障害（遷延性意識障害）を負った被害者の治療・看護を専門に行う療護施設の設置・運営、及び自動車事故によって後遺障害を負った被害者のリハビリテーションの機会確保に向けた取組 ・自動車事故によって重度の後遺障害（脊髄損傷）を負った被害者に対して十分な治療・リハビリテーション等の機会を確保するための環境整備 ・自動車事故によって重度の後遺障害を負った被害者に対する介護料の支給並びに短期入院、入所に係る費用助成 ・介護料受給者への相談・情報提供等 ・自動車事故被害者等への相談支援実施にかかる費用助成 ・自動車事故被害者等に対する各種支援制度 <p>公益財団法人交通遺児等育成基金による、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児に対する一定水準の育成金の給付について、社会経済情勢の変動を踏まえつつ長期にわたる安定的な援助に関する周知を図る。 <p>2 事故の概要等の記録を残すこと、各種支援制度を知ること等を目的とした「交通事故被害者ノート」、「交通事故にあったときには」について、周知徹底を図る。</p> <p>【事業計画の概要】 県庁県民プラザや市町において実施している交通事故相談等を活用し、自動車事故被害者等に対する援助措置の周知を行う。</p>	
---	--

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	くらし安全安心課・交通指導課 県民広報相談課
-------------------------	---------------------------

<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 交通事故被害者等の支援の充実を図るため、交通事故被害者等に対して必要な支援や課題等を発信するシンポジウムの開催や交通事故被害者等の自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。</p> <p>2 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通課、検察庁の被害者支援員等により推進する。</p> <p>3 関係機関相互の連携を図るとともに、被害者支援センターとちぎ等民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。</p> <p>4 警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「被害者の手引」を作成し、活用する。</p> <p>5 ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の適正な運用を図る。</p>	
---	--

- 6 令和8年4月1日から開始された、県、警察、被害者支援センターとちぎ並びに市町による犯罪被害者等に対する連携支援について、適切な情報提供を図る。
- 7 交通死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供を図る。
- 8 警察本部交通部の被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、各警察署及び関係機関との連絡調整を行うなどして組織的な対応を図るとともに職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための教養の強化に努める。

【事業計画の概要】

- 1 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、県庁県民プラザ及び那須県民相談室等の交通事故相談窓口、警察本部の警察総合相談室、被害者支援センターとちぎ等との連携を図って推進する。
- 2 ひき逃げ事故、交通死亡事故等の被害者等へ、交通事故の概要、捜査経過、被疑者の検挙・送致状況等の情報を提供するとともに、被害者の手引き「交通事故に遭われた方やご家族の方へ」を作成し配布する。
- 3 被害者支援センターとちぎの事業に対し、協力する。

ウ 公共交通事故被害者等への支援

栃木運輸支局

【事業計画の方針】

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととされていることから、周知を図る。

8 研究開発・調査研究の周知及び活用等

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の周知及び活用

道路交通の安全に関する研究開発の周知及び活用

道路管理者・交通規制課
栃木運輸支局

【事業計画の方針】

交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること、高齢者人口・高齢運転者の増加、ICTの発展、道路交通事故の推移、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、現在、国及び独立行政法人の試験研究機関等において、特に以下の事項について研究開発が推進されているところであり、これら研究開発の成果等について、県民に対して情報提供して周知を図るとともに、積極的な導入・活用を推進する。

【事業計画の概要】

- 1 交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、

 - ・交差点での効率的な信号制御を行う最適制御アルゴリズム（処理手順）
 - ・交通流の分散等を目的とした、車載装置等への交通情報提供システム
 - ・交通公害の低減を目指す迂回情報提供や信号制御手法

を拡充、実施する。
- 2 歩行者等の支援

高齢者、身体障害者等のため信号機の高度化を図る。

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	くらし安全安心課・交通企画課 道路管理者・栃木運輸支局
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に資するため、人、道路及び車両について総合的な観点からの交通事故分析を行う。2 交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して提供することにより、交通安全意識の高揚を図る。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 道路管理者・交通管理者とのデータマッチングの研究2 各種交通安全対策に資するための分析の研究3 平成26年に発足した「事業用自動車事故調査委員会」において、事業用自動車の交通事故のうち、社会的影響が大きく、事故原因が自動車運送事業者の組織的・構造的問題に起因する可能性がある、有効な再発防止策を必要とするなどの重大な事案について、事故要因の調査分析と再発防止策の提言を行っていく。	

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上	関東運輸局鉄道部・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 鉄道（軌道を含む。以下同）施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。2 人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。3 多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流出・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策、駅施設内等の浸水対策の強化等を推進する。4 切迫する首都直下地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。5 駅施設等について、高齢者、視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指すとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 東日本旅客鉄道株式会社<ol style="list-style-type: none">(1) 線路施設等の改良及び適正保守の推進(2) 橋梁等線路構造物の点検強化及び補修・補強の促進(3) 防災対策の推進(4) バリアフリー設備等の整備(5) 大規模地震に備えた構造物耐震補強の推進2 東武鉄道株式会社<ol style="list-style-type: none">(1) 鉄道構造物の点検と管理の強化(2) 旅客用設備等の整備強化(3) 効果的な保線機械の投入(4) 集中豪雨や地震等による法面崩壊を防ぐため、優先順位をつけて法面改修工事を実施3 野岩鉄道株式会社<ol style="list-style-type: none">(1) 線路施設等の適正な保守管理の推進(2) 橋梁等線路構造物の点検の強化及び補修の促進(3) 効果的な保線機械の投入(4) 防災対策の推進4 真岡鐵道株式会社<ol style="list-style-type: none">(1) 線路施設等の改良及び適正保守の推進<ul style="list-style-type: none">・ 軌道保守作業の効率化(2) 橋梁等線路構造物の点検強化及び補修の促進(3) 点検の強化と修繕補強工事の計画実施(4) 鉄道施設耐震構造検討委員会により取りまとめられた新しい耐震基準（平成10(1998)年11月）を新設鉄道構造物に適用すること等により、構造物の耐震性の強化を図る。(5) 重軌条化工事施工(6) 橋梁、線路構造物の強化及び補修の促進(7) 線路の強化（PC枕木化及び道床交換の促進）5 わたらせ溪谷鐵道株式会社<ol style="list-style-type: none">(1) 線路施設等の適正保守の推進	

- ・ 軌道保守作業の効率化
 - (2) 橋梁等線路構造物の点検強化及び補修の促進
 - (3) 点検の強化と修繕補強工事の計画実施
 - (4) 鉄道施設耐震構造検討委員会により取りまとめられた新しい耐震基準（平成10(1998)年11月）を新設鉄道構造物に適用すること等により、構造物の耐震性の強化を図る。
 - (5) 橋梁、ずい道等線路構造物の耐震性の強化の促進
 - (6) 重軌条化工事施工
- 6 宇都宮ライトレール株式会社
線路施設等の適正な保守管理の推進

(2) 運転保安設備等の整備	鉄道事業者
----------------	-------

【事業計画の方針】

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ATS）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの*の整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

【事業計画の概要】

- 1 東日本旅客鉄道株式会社
列車運行の安全確保を図るため、次の設備等について重点的に整備を行う。
 - (1) 信号設備
 - (2) 踏切保安装置
- 2 東武鉄道株式会社
列車運行の安全確保を図るため、次の設備等について重点的に整備を行う。
 - (1) 踏切道の立体交差化及び構造改良
 - (2) 踏切保安装置のさらなる機能向上
 - (3) 踏切非常ボタン、駅非常停止ボタンの機能と使用方法のPR活動
- 3 野岩鉄道株式会社
列車運行の高速化、高密度化に対応するとともに列車運行の安全確保を図るため、次の設備等について重点的に整備を行う。
 - (1) 軌道回路の点検強化及び整備
 - (2) 事故・地震等発生時の早期対応を期する指令体制の強化
 - (3) 異常時対応能力の向上
- 4 真岡鐵道株式会社
列車運行の高速化、高密度化に対応するとともに列車運行の安全確保を図るため、次の設備等について重点的に整備を行う。
 - (1) 軌道回路の点検強化及び整備
 - (2) 踏切道の構造改良化
 - (3) 信号設備改良
 - (4) 踏切保安装置改良
 - (5) 事故等の早期対応を期する指令体制の強化
 - (6) 異常時対応能力の向上
- 5 わたらせ渓谷鐵道株式会社
 - (1) 軌道回路の点検強化
 - (2) 事故等の早期対応を期する指令体制の強化
 - (3) 異常時対応能力の向上
- 6 宇都宮ライトレール株式会社
 - (1) 軌道回路の点検強化

- (2) 事故等の早期対応を期する指令体制の強化
- (3) 異常時対応能力の向上

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道交通の安全に関する知識の普及	関東運輸局鉄道部・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道（軌道を含む。以下同）人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 2 学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、交通安全県民総ぐるみ運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者・携帯電話業者等が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。 3 これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本旅客鉄道株式会社 <ul style="list-style-type: none"> (1) マスコミに対する協力要請 (2) 市町広報紙などへの掲載依頼 (3) 沿線小学校、幼稚園等教育機関に対する協力依頼 (4) 線路巡回パトロールの強化 (5) 啓もう宣伝の強化 (6) 要注意踏切の立哨指導 (7) 施設担当者、請負会社への安全対策の徹底指導 2 東武鉄道株式会社 <ul style="list-style-type: none"> (1) 春と秋に実施される全国交通安全運動にて、踏切通行者および車・自転車等に事故防止を呼びかけるグッズを配布し踏切事故防止活動を展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察および各団体の協力を得てグッズを配布 ・ 沿線の小学校等へオリジナル文具セット等を配布し啓発活動を展開 ・ 事故防止啓発用踏切のぼり旗等を設置し啓発活動を展開 (2) プラットホーム事故0（ゼロ）運動等の広報活動を通じて啓発を図る。 (3) その他の機会を捉え、沿線小学校等と連携した啓発活動を実施する。 3 野岩鉄道株式会社 <ul style="list-style-type: none"> (1) 春と秋に実施される全国交通安全運動において、沿線の警察と連携して学校等に対し、広報・啓発活動を実施する。 (2) マスコミに対する協力要請 (3) 沿線小中学校等、教育機関に対する協力依頼 (4) 「夏季及び年末年始輸送の安全総点検運動」等の広報活動を通じて啓発活動を図る。 (5) 施設関係従事員、請負業者等への安全対策の徹底指導 4 真岡鐵道株式会社 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町広報紙などへの掲載依頼 (2) 要注意踏切の立哨指導 (3) 線路巡回パトロールの強化 5 わたらせ溪谷鐵道株式会社 <ul style="list-style-type: none"> (1) マスコミに対する協力要請 	

<ul style="list-style-type: none"> (2) 市広報紙等への掲載依頼 (3) 沿線小学校、幼稚園等教育機関に対する協力依頼 (4) 線路巡回パトロールの強化 (5) 要注意踏切の立哨指導 (6) 施設担当者、請負業者への安全対策の徹底指導
<p>6 宇都宮ライトレール株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 春と秋に実施される全国交通安全運動において、沿線の警察と連携して、ドライバーや利用客に対し、広報啓発活動を実施する。 (2) マスコミに対する協力要請 (3) 宇都宮市・芳賀町の広報紙などへの掲載依頼 (4) 「年末年始輸送等の安全総点検」を通じた広報・啓発活動

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査の実施	関東運輸局鉄道部
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等の発生等の際にも、臨時に保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実を図る。</p> <p>2 年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p>	
(2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	関東運輸局鉄道部・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】</p> <p>1 運転士の資質の保持 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。</p> <p>2 安全上のトラブル情報の共有・活用 鉄道（軌道を含む。以下同）事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p> <p>【事業計画の概要】</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗務員の資質と技術力の向上、異常時に的確に対応できる乗務員を育成するため、定例的に教育訓練を行う。また、事故防止に関する事項を検討し、効果的な対策の検討を推進する。 (2) 施設、車両の改良に対応して、的確な運用が行なえるよう知識技能の習得について教育訓練の充実を図る。 (3) 事故防止及び異常時対応能力の向上を目的とする教育・訓練の充実を図る。 	

(4) 定期的に異常時を想定した教育訓練を実施する。

(5) 定期的に適性検査を実施する。

2 東武鉄道株式会社

(1) 異常時総合訓練の実施

- ・ 事故を想定し各職場が協力して復旧訓練を行う。
- ・ 地元消防署と共同で負傷者の救助活動を行う。

(2) シミュレータによる乗務員への事故対応訓練の実施

(3) 現業職場において異常時を想定した教育訓練を随時行うほか、定期的にテーマを定め、事故防止、異常時対応教育を行う。

(4) 他社での事故情報を活用し、自社でのリスク想定を行う。

3 野岩鉄道株式会社

(1) 乗務員、駅務・施設区員（管理者を含む）に対し、定期的な教育、訓練及び検査等を実施して資質の向上を図る。

(2) 異常時総合訓練の実施

- ・ 多種多様な異常事態（事故等）を想定した訓練を行う。
- ・ 外部（消防、警察、保健所等）より、講師を招いて実技を含めた講義を受ける。

(3) 現業職場において異常時を想定した実車による教育を随時行うほか、定期的に過去の事故事例を用いて事故防止、異常時対応教育を行う。

4 真岡鐵道株式会社

(1) 乗務員の資質と技術力の向上、異常時即応体制等事故防止意欲の高揚を図る。

(2) 事故防止及び異常時処理作業技能の向上を目的とする教育・訓練の充実を図る。

(3) 定期的に異常時取扱い及び事例の研究を中心とした教育訓練を実施する。

(4) 定期的に適性検査を実施し、その充実を図る。

5 わたらせ渓谷鐵道株式会社

(1) 乗務員の資質と技術力の向上、異常時即応体制等事故防止意欲の高揚を図るため、定例的に教育訓練を実施する。また、事故防止検討会等を開催し、事故防止を図る。

(2) 施設、車両の改良に対応して、的確な運用が行なえるよう知識技能の習得について教育訓練の充実を図る。

(3) 事故防止及び異常時処理作業能力の向上を目的とする教育・訓練の充実を図る。

(4) 定期的に異常時取扱い及び事例の研究を中心とした教育訓練を実施する。

(5) 定期的に適性検査を実施し、その充実を図る。

6 宇都宮ライトレール株式会社

(1) 運転指令を含む運転士、施設係員に対し、定期的な教育、訓練及び適性検査等を実施して資質の向上を図る。

(2) 異常時訓練の実施

- ・ 様々な事故等を想定した訓練を実施する。
- ・ 所管の警察署や消防署と連携した訓練を実施する。

(4) 気象情報等の充実

鉄道事業者・宇都宮地方気象台

【事業計画の方針】

鉄道（軌道を含む。以下同）交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象についての的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「道路交通に関連する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて、鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

気象、地震、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める。

【事業計画の概要】

1 宇都宮地方気象台

道路交通に関連する情報の充実で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山の監視・警報体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

2 鉄道事業者

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 気象情報を収集・把握する。防災情報システム（地震・雨量・河川・風速）の情報を列車運行に活用する。

イ 沿線に設置している地震計・雨量計・風速計等の気象情報を基にした、線路巡回等を実施する。

ウ 雨量計・風速計・地震計等の適正管理に努める。

(2) 東武鉄道株式会社

ア 気象台から情報収集の他、民間気象会社と連携した防災管理による早期対応の実施

イ 地震計・雨量計・風速計の適正管理

ウ 「早期地震警報システム」による、防災初動体制の迅速化

エ 大規模河川に設置した監視カメラシステムによる、河川増水時における早期対応の実施

(3) 野岩鉄道株式会社

ア 気象台及び報道機関等の情報を活用し早期に事前対策を行う。

イ 雨量計・風速計・地震計等の適正管理に努める。

ウ 大型地震発生時の対応訓練及び二次災害防止に対する訓練を実施する。

(4) 真岡鐵道株式会社

ア 気象注意報、気象警報等の伝達系統の確立

イ インターネット等を活用しアメダス情報を早期に入手する。

ウ 必要の都度、注意報・警報の伝達事務に関する打ち合わせ会を開催する。

エ 必要の都度、注意報・警報の伝達訓練を行う。

オ 雨量計・風速計・地震計の適正管理に努める。

(5) わたらせ渓谷鐵道株式会社

ア 防災情報システム、地方気象台、インターネット等の情報を活用し、早期対応を行う。

イ 雨量計・風速計・地震計の適正管理に努める。

(6) 宇都宮ライトレール株式会社

ア 気象庁や市、町からの気象情報、インターネット等の情報を活用し、施設管理者と共に早期対策に努める。

イ 鬼怒川橋梁上の風速計の適正な活用に努める。

ウ 緊急地震速報等での安全確保訓練を実施する。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

関東運輸局鉄道部・鉄道事業者

【業務計画の方針】

1 国及び鉄道（軌道を含む。以下同）事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

2 大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪体制の整備・確認等の徹底を指導するとともに、駅間停車が長時間にわたると見込まれる場合には、乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うこと、利用者への適切な情報提供等を行うことを指導する。

【事業計画の概要】

1 東日本旅客鉄道株式会社

- (1) 安全で安定した輸送を基本に、指令と現場の連絡体制を密にし、常に運転状況を把握するとともに、特に異常時には迅速かつ適切な指示を行うことにより、早期正常化を図るよう指導、管理を行う。
- (2) 乗務員には、定期的な訓練等を通じて基本動作の励行、技量及び業務知識等のチェックを行い、異常時対応能力の強化を図る。
- (3) 異常時の取扱い訓練の徹底

2 東武鉄道株式会社

- (1) 安全で安定した輸送を基本とした運行の確保
- (2) 緊急時異常時対応体制の強化
- (3) 厳正な乗務員点呼の励行、添乗強化による基本動作の励行、知識技能取得にかかる教育訓練の徹底
- (4) 異常時取扱い訓練の徹底

3 野岩鉄道株式会社

- (1) 安全で安定した輸送を基本とした運行の確保
- (2) 緊急時・異常時の対応体制の強化
- (3) 乗務員に対する厳正な点呼の励行、添乗指導による基本動作の励行
- (4) 知識・技能取得にかかる教育訓練の徹底及び異常時取扱い訓練の徹底

4 真岡鐵道株式会社

- (1) 安全で安定した輸送を基本に、指令と現場の連絡体制を密にし、常に運転状況を把握するとともに、特に緊急時及び異常時には迅速かつ適切な指示を行うことにより、早期正常化を図るよう指導、管理を行う。
- (2) 乗務員には、添乗強化により基本動作の励行、技量及び業務知識等のチェックをきめ細かく行うことにより事故防止を図る。
- (3) 電子閉そく装置の運行管理マニュアルの見直し整備
- (4) 厳正な乗務員点呼の励行と出先宿泊所における乗務員の休養管理の強化
- (5) 乗務員無線及び携帯電話機の整備
- (6) 異常時の取扱い訓練の徹底

5 わたらせ渓谷鐵道株式会社

- (1) 安全で安定した輸送を基本に、指令と現場の連絡体制を密にし、常に運転状況を把握するとともに、緊急時及び異常時には迅速かつ適切な指示を行うことにより、早期にダイヤ回復するよう指導を強化する。
- (2) 乗務員に対しては、添乗強化により基本動作の励行、技量及び業務知識等のチェックをきめ細かく行うことにより事故防止を図る。
- (3) 異常時の取扱い訓練を徹底する。

6 宇都宮ライトレール株式会社

- (1) 安全で安定した輸送を基本とした運行の確保
- (2) 緊急時・異常時の対応体制の強化
- (3) 乗務員に対する厳正な点呼の励行
- (4) 異常時取扱い訓練の徹底

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	関東運輸局鉄道部
---------------------	----------

<p>【事業計画の方針】 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、引き続き着実に実施するとともに、セミナー等を通じて事業者への更なる普及・啓発を図るなど、事業者の取組の深化を促進する。</p>	
(7) 計画運休への取組	関東運輸局鉄道部・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】 1 鉄道（軌道を含む。以下同）事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 2 対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。</p>	

4 鉄道車両の安全性の確保

鉄道車両の安全性の確保	関東運輸局鉄道部・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえ、鉄道（軌道を含む。）車両の安全対策を進める。</p>	

5 救助・救急活動の充実

救助・救急活動の充実	医療政策課・消防防災課 関東運輸局鉄道部・鉄道事業者
<p>【事業計画の方針】 鉄道（軌道を含む。以下同）の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。 また、医療機関等と連携し、鉄道職員等に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 1 東日本旅客鉄道株式会社 (1) 緊急連絡体制の確立 非常参集計画、社員及び関係会社との連絡体制の確立 (2) 消防機関への協力体制の確立 (3) 事故復旧時の協力体制の確立 関係会社への協力要請 2 東武鉄道株式会社 (1) 緊急連絡体制の確立 非常召集計画、職員、消防機関および関連業者との連絡体制の確立 (2) 消防機関との合同訓練等による連携協力体制の確認 (3) 事故復旧時の協力体制の確立</p>	

関連業者への協力要請

3 野岩鉄道株式会社

- (1) 重大事故・災害が発生した場合の非常招集・救援体制マニュアル等の見直し及び整備
- (2) 異常時に対応する訓練・指導を強化
- (3) 関係機関が実施する各種訓練・講習会に積極的に参加し、異常時対応の教育の糧とする。

4 真岡鐵道株式会社

- (1) 緊急連絡体制の確立
非常招集計画、職員及び関連業者との連絡体制の確立
- (2) 事故復旧時の協力体制の確立
関連業者への協力要請
- (3) 関係機関が実施する各種訓練・講習会に積極的に参加し、異常時対応の教育の糧とする。

5 わたらせ溪谷鐵道株式会社

- (1) 緊急連絡体制の確立
非常招集計画、職員及び関連業者との緊急連絡体制の確立
- (2) 医療機関への緊急連絡体制の確立
市医療機関への協力体制の確立
- (3) 事故復旧時の協力体制の確立
重機械所有者への協力要請
- (4) 消防機関との合同訓練等による連携協力体制の確認

6 宇都宮ライトレール株式会社

- (1) 緊急時における緊急連絡体制・救急体制の確立
- (2) 事故復旧時の協力体制の確立
- (3) 警察・消防機関との合同訓練等による連携協力体制の確認

6 被害者支援の推進

被害者支援の推進	関東運輸局交通政策部
<p>【事業計画の方針】 公共交通事故による被害者等に対しては、以下の支援の取組を図る。</p> <p>1 平時における取組</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。(2) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 <p>2 事故発生時の取組</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応する。(2) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被	

害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	鉄道事業者・道路管理者 関東運輸局鉄道部															
<p>【事業計画の方針】 踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)及び第12次交通安全計画に基づき、踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化及び踏切保安設備の整備等の対策を推進する。</p> <p>【事業計画の概要】 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、原則、立体交差化を図る。 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良、カラー舗装、歩行者等立体横断施設の設置、規制看板の設置によるピーク時の流入抑制や駐輪場整備等の一体対策を促進するほか、円滑化にも資する場合には、踏切信号機の設置等の暫定的な速攻対策について、関係者が連携して検討する。また、踏切横断交通量削減のため、駅の入出口の新設や密接関連道路の整備等の踏切周辺対策を促進する。</p> <p>〔立体交差化〕</p> <table border="1" data-bbox="244 1032 1406 1151"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>工区名</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都計野崎こ線橋通り</td> <td>野崎（大田原市）</td> <td>用地買収、工事の推進</td> </tr> <tr> <td>県道小山環状線</td> <td>栗宮アンダー（小山市）</td> <td>用地買収</td> </tr> </tbody> </table> <p>列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、歩道が狭小な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅等、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめ及び令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、平滑化や特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の設置等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>〔構造改良〕</p> <table border="1" data-bbox="244 1601 1406 1682"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>工区名</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道294号</td> <td>八條（真岡市）</td> <td>工事の推進</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	工区名	整備状況	都計野崎こ線橋通り	野崎（大田原市）	用地買収、工事の推進	県道小山環状線	栗宮アンダー（小山市）	用地買収	路線名	工区名	整備状況	国道294号	八條（真岡市）	工事の推進
路線名	工区名	整備状況														
都計野崎こ線橋通り	野崎（大田原市）	用地買収、工事の推進														
県道小山環状線	栗宮アンダー（小山市）	用地買収														
路線名	工区名	整備状況														
国道294号	八條（真岡市）	工事の推進														

2 踏切道の統廃合の促進

踏切道の統廃合の促進	鉄道事業者・道路管理者 関東運輸局鉄道部
<p>【事業計画の方針】 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道等地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p>	

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施

踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施	鉄道事業者・道路管理者 関東運輸局鉄道部・交通規制課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 統廃合や踏切遮断機の整備が困難な踏切道に対して、歩行者等の直前横断等を抑止するためのゲートや柵等の設置など踏切事故の減少が期待できる設備の整備を促進する。 市街地にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を推め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化や、AI等を活用した更なる踏切安全対策を推進する。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、補助制度を活用して整備を促進する。 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。 <p>【事業計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通規制課 踏切道の道路環境、交通実態等を勘案し、地元の意見を踏まえつつ、交通の安全と円滑の観点から必要な交通規制を実施する。 鉄道事業者 <ol style="list-style-type: none"> 踏切道の利用状況、幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、二輪車等小型の自動車以外の自動車が通行する踏切道については、原則として踏切遮断機を整備し、その他は必要に応じ保安設備を整備する。 踏切保安設備の外観検査及び動作試験、標識類等の点検整備の強化 踏切道の冬季対策及び防護柵の巡回点検（野岩鉄道） 冬季の積雪及び結氷による滑り止め剤（融雪剤、砂等）散布をまめに行い、通行車両の脱輪防止及び通行者の転倒防止に努める。また、2か所ある警報装置付落石防護柵の点検強化に努める。 	

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	鉄道事業者・道路管理者 関東運輸局鉄道部・交通指導課
<p>【事業計画の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 	

- 2 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。
- 3 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進する。
- 4 学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。
- 5 ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。
- 6 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者等の関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。